

区民部 事業概要

令和5（2023）年度版

中野区 区民部

〔 利用に当たって 〕

- 1 本誌では、原則として予算体系の事務事業ごとに事業の概要を記載しています。特に注記がない限り令和5年7月1日現在の内容となっています。
- 2 事業の実績等は、特に本文中に注記がない限り令和4年度のもを記載しています。
- 3 「予算」の欄は、令和5年度の予算科目を記載していますが、予算を伴わないものについては「－」で表示しています。

区民部事業概要目次

ページ

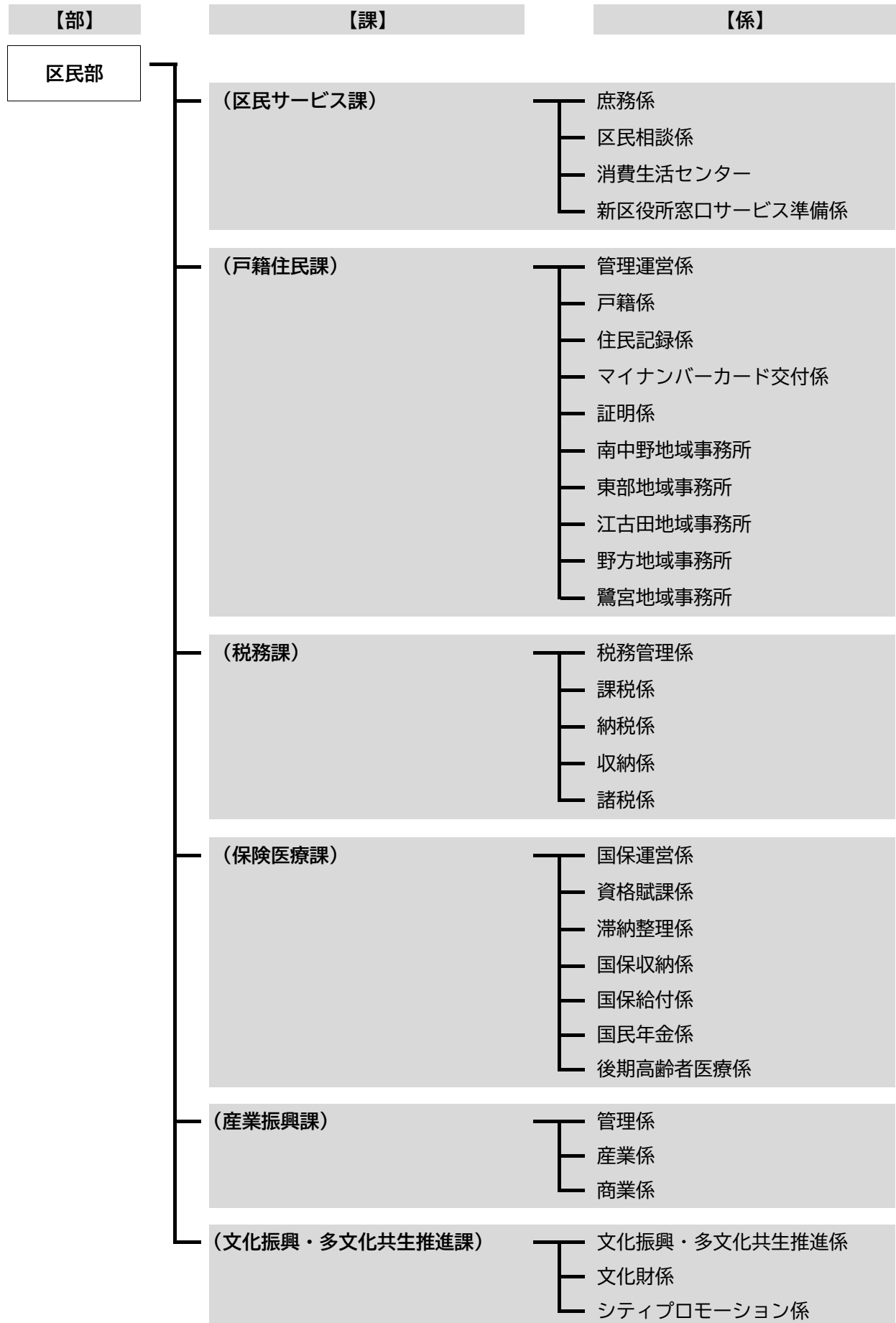
区民部 部門の目標	1
区民部 組織一覧	2
区民部 所管事業所一覧	3
区民部 職員配置	4
区民部 令和5年度予算の概要	5
各課の事業概要	
1 区民サービス課	6
1 区民総務	7
2 区民相談	8
3 消費生活	10
4 新庁舎窓口サービス準備	11
2 戸籍住民課	12
1 戸籍住民管理運営	14
2 戸籍	15
3 住民記録	16
4 マイナンバーカード交付	18
5 証明	19
6 地域事務所	21
3 税務課	22
1 税務管理	23
2 課税	24
3 納税	25
4 収納	26
5 諸税	27
4 保険医療課	28
1 国保運営	29
2 資格賦課	31
3 滞納整理	34
4 国保収納	35
5 国保給付	37
6 国民年金	40
7 後期高齢者医療	41
5 産業振興課	43
1 産業総務	44
2 産業	45
3 商業	47
6 文化振興・多文化共生推進課	49
1 文化振興・多文化共生推進	50
2 文化財	52
3 シティプロモーション	58

令和5年度 区民部の目標

部が目指す まちの将来 像	区民生活が支えられ、人と人とがつながり、新たな活力が生まれるまちの実現 1 新庁舎における区民目線での窓口サービス向上と働き方改革を実現している。 2 多様性を認め合い、区民、事業者、団体との協働・協創による歴史と未来をつなぐ文化があるまちとなっている。	
重点的に取り 組む事項	項 目	
	【区民サービス課】 ○新庁舎で「迷わない」「動かない」「待たない」「書かない」の4つの「ない」と、「キャッシュレス」「タッチレス」2つの「レス」を実現するため、最先端の窓口サービスを構築する。 ○区民の日常的な困りごとの解決を図るため、法律などの専門相談を実施するとともに、新たな相談ニーズを検証し、相談内容や実施体制等の充実を図る。 ○消費生活における被害を防止して、区民が安心して生活できるようにするため、消費生活に関する苦情・相談を受けるとともに、高齢者や若者の被害を未然に回避するために必要な支援及び情報提供を行う。	
	【戸籍住民課】 ○新庁舎における窓口サービスのあり方を構築する。 ○戸籍読み仮名法制化による、氏名の読み仮名を戸籍の掲載項目として設定する。 ○新庁舎の窓口サービスのあり方に基づき、窓口運用方法を決定するとともに、自治体システム標準化に向けた準備を円滑に進める。 ○マイナンバーカード交付体制を強化し、マイナンバーカードの普及促進を図る。 ○新庁舎における窓口サービスのあり方に基づき、窓口運用方法を決定するとともに、戸籍証明書の広域交付を円滑に実施する。	
	【税務課】 ○公平公正な賦課課税を行う。 ○特別区民税の収入率を向上させる。 ○デジタル活用の推進により、住民税の収納環境を充実させる。 ○諸税の収入率を向上させる。	
	【保険医療課】 ○新庁舎への移転に向け、国民健康保険・後期高齢者医療・国民年金の各窓口サービスの向上や業務の効率化を進める。 ○国民健康保険料の減免各制度の確実な周知と新たな免除制度開始に向けた着実な対応を進める。 ○催告センター設置による業務委託の集約化や預貯金調査の電子化、外国人への取組等により、債権管理の取組の強化を図る。 ○新庁舎移転時における国保給付窓口業務の新規委託化に向け、具体的に取組を進める。 ○国民年金に関する手続のうち、窓口に来庁されなくても出来る手続の周知強化を図る。 ○滞納整理係や介護保険課と共有した情報を基に、効果的な債権徴収方法を検討・推進する。	
	【産業振興課】 ○区内産業・経済振興策のベースとなる産業振興方針を策定し、産業の活性化を推進する。 ○商店街や個店、消費者(特に高齢者)のデジタル化を支援するとともに、商店街の取組を積極的に情報発信することで、商店街の利便性と魅力を向上させる。 ○産業・商業における経営サポート体制を検証し、産業振興の総合的支援機能を強化する。	
	【文化振興・多文化共生推進課】 ○本年3月に策定した基本方針に基づき、文化・芸術活動の振興と多文化共生を推進する具体策を検討し、実施する。 ○文化財を適切に保存し、その活用や魅力の発信を強化する。 ○区民・事業者・団体等との協働・協創によるシティプロモーション事業を実施し、中野区のイメージアップと地域経済を活性化する。	
部門に含ま れる課	課 名	施 策
	区民サービス課	区民総務、区民相談、消費生活、新庁舎窓口サービス準備
	戸籍住民課	戸籍住民管理運営、戸籍、住民記録、マイナンバーカード交付、証明、地域事務所
	税務課	税務管理、課税、納税、収納、諸税
	保険医療課	国保運営、資格賦課、滞納整理、国保収納、国保給付、国民年金、後期高齢者医療
	産業振興課	産業総務、産業、商業
	文化振興・多文化共生推進課	文化振興・多文化共生推進、文化財、シティプロモーション

区民部組織一覧

令和5年7月1日現在



区民部所管事業所一覧

所属	名称	所在地	電話番号	主な業務
区民サービス課	消費生活センター	中野四丁目8番1号	03-3389-1191	消費生活にかかわる相談等及び未然防止啓発
戸籍住民課	南中野地域事務所	弥生町五丁目11番26号	03-3382-1457	各種証明書発行、住民異動、納税・納付、福祉関係の申請受付等
	東部地域事務所	中央二丁目18番21号	03-3363-0752	
	江古田地域事務所	江原町二丁目3番15号	03-3954-6812	
	野方地域事務所	野方五丁目3番1号	03-3330-4201	
	鷺宮地域事務所	鷺宮三丁目22番5号	03-3330-4112	
産業振興課	産業振興センター	中野二丁目13番14号	03-3380-6946	経営者・創業者向け講座の開催、経営・創業相談、施設の貸出等
文化振興・多文化共生推進課	野方区民ホール	野方五丁目3番1号	03-3310-3861	文化活動や学習活動に関する講演の実施、ホールの貸出等
	もみじ山文化センター	中野二丁目9番7号	03-5340-5000	
	もみじ山文化センター西館			
	なかの芸能小劇場	中野五丁目68番7号	03-5380-0931	
	歴史民俗資料館	江古田四丁目3番4号	03-3319-9221	区の歴史、民俗等に関する資料および考古資料の収集・展示、各種講座の実施等

区民部現員表(令和5年度)

令和5年7月1日現在

								備考
	部長	課長	係長	主査	担当者	再任用 短時間	合計	
区民部合計	2	6	38	11	233	11	290	
区民サービス		1	3	1	8	0	13	
庶務			1	1	2		4	
区民相談			1		2		3	再任用フルタイム1名
消費生活センター			1		2		3	
新区役所窓口サービス準備					2		2	
戸籍住民		1	10	4	84	6	99	
管理運営			1		5	1	6	再任用フルタイム1名
戸籍			1	2	14		17	再任用フルタイム3名
住民記録			1		25	1	26	
マイナンバーカード交付			1	2	12		15	
証明			1		13		14	
南中野地域事務所			1		3	1	4	
東部地域事務所			1		3	1	4	再任用フルタイム1名
江古田地域事務所			1		3		4	再任用フルタイム1名
野方地域事務所			1		3	1	4	再任用フルタイム1名
鷺宮地域事務所			1		3	1	4	再任用フルタイム2名
税務		1	12	4	55	2	72	
税務管理			2	2	3		7	
課税			5		24	1	29	
納税			3	2	19	1	24	再任用フルタイム2名
収納			1		7		8	
諸税			1		2		3	
保険医療		1	7	2	62	3	72	派遣2名
国保運営			1		6		7	再任用フルタイム1名
資格賦課			1		12		13	再任用フルタイム1名
国保収納			1	1	5	2	7	
滞納整理			1		9	1	10	
国保給付			1	1	13		15	再任用フルタイム1名
国民年金			1		8		9	
後期高齢者医療			1		9		10	
産業振興		1	3	0	12	0	16	研修派遣1名
管理			1		2		3	
産業			1		5		6	
商業			1		5		6	再任用フルタイム1名
文化振興・多文化共生推進課		1	3	0	12	0	16	
文化振興・多文化共生推進			1		4		5	
文化財			1		3		4	
シティプロモーション			1		5		6	

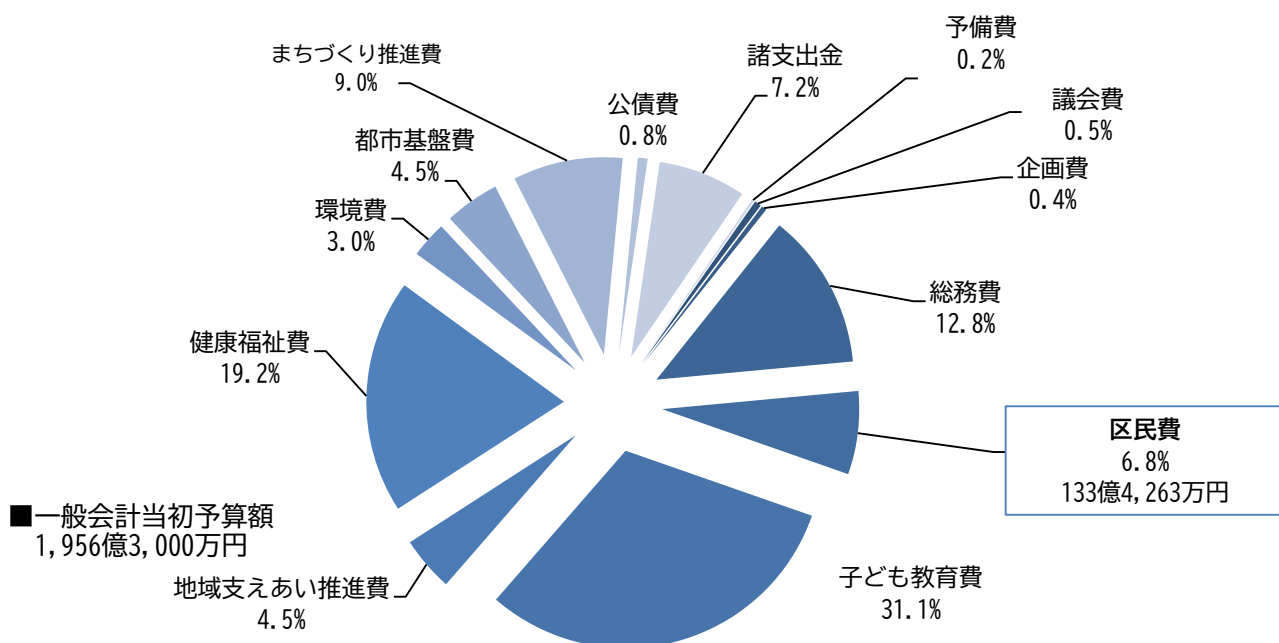
※上記職員数には、区外部への派遣職員3名を含まない。

令和5年度 予算の概要

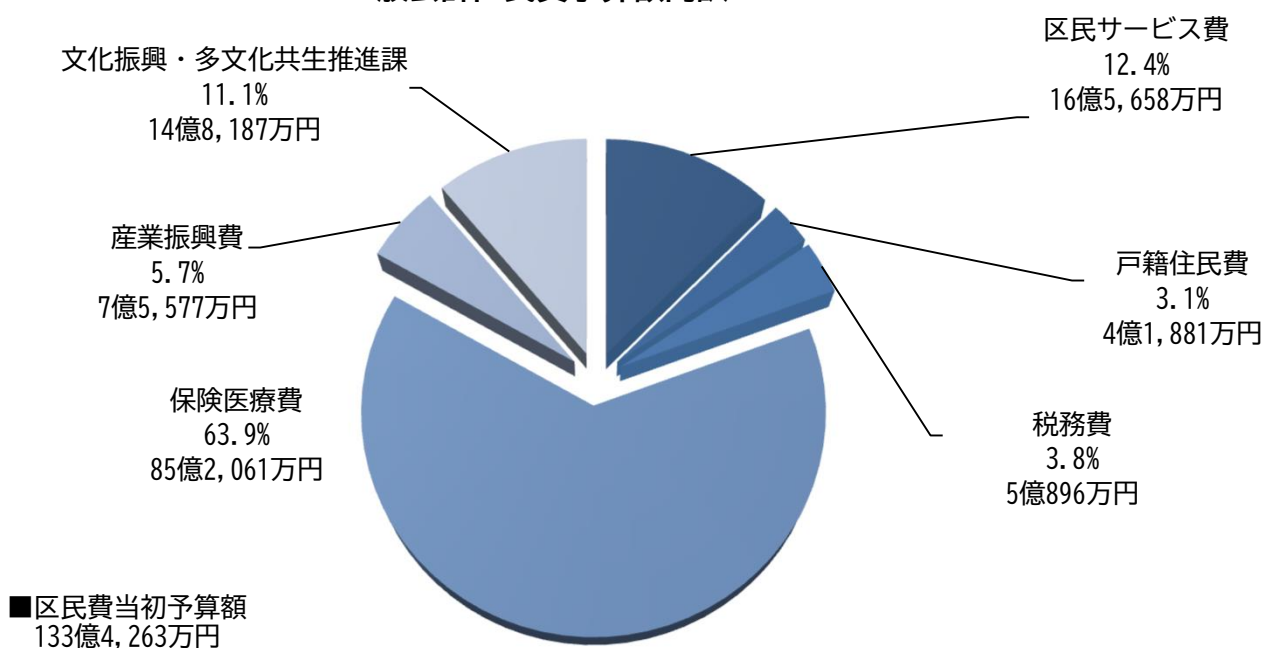
(単位：千円, %)

会計区分	令和5年度 当初予算	令和4年度 当初予算	比較	
			金額	増減率
一般会計	195,630,000	157,935,000	37,695,000	23.9
用地特別会計	8,779,000	304,000	8,475,000	2787.8
国民健康保険事業特別会計	36,044,000	32,553,000	3,491,000	10.7
後期高齢者医療特別会計	7,921,000	7,585,000	336,000	4.4
介護保険特別会計	24,458,000	24,034,000	424,000	1.8
合計	272,832,000	211,566,000	61,266,000	29.0

《一般会計当初予算額内訳》



《一般会計区民費予算額内訳》



1 区民サービス課

(課の概要)

区民サービス課は、区民総務、区民相談、消費生活、新庁舎窓口サービス準備を所管している。

区民総務は、主に部内各課が部の主要課題や新たな重要課題に戦略的に取り組めるよう、部のマネジメントを行っている。区民相談は、区役所本庁舎の総合案内業務のほか、各種専門相談を実施している。消費生活では、区民の消費生活に関する苦情・相談に対し、消費生活相談員が助言やあっせんを行っている。新庁舎窓口サービス準備については、令和6年5月に移転予定の新区役所における窓口サービスの展開に向けた準備を行っている。

1 各施策の内容

(1) 区民総務

- ① 部全体の事業を見直し、業務にかかるコストを抑制する一方、必要とされる区民サービスを充実していくため、人材・財源・情報などを適切に配分することにより、効果的、効率的な部門経営を行っている。
- ② 多様化する課題に対応できる高度な職務能力を持つ人材を育成するため、部内研修を実施しているほか、部の主要課題を解決できるスキルを持った職員の育成支援を行っている。

(2) 区民相談

- ① 区民が迷わずに用件を済ませられるようにするため、1階総合案内においてフロアマネージャーが庁舎内外の案内を行っている。また、手続きの円滑化を図るため、戸籍住民フロアにもフロアマネージャーを配置し、番号札の発券や申請書の作成支援を行っている。
- ② 区民が抱える様々な生活上の問題について、職員が相談機関や手続き先を案内しているほか、専門性の高い問題の解決を手助けするため、法律相談や不動産相談等の各種専門相談を整備している。利用率が高く、休日等の開催要望が高い法律相談について、平成30年度より、月・水に加え、毎月第3日曜日に実施している（ただし、第3日曜日の翌日は実施しない）。また、令和元年度からは、相談利用者の利便性の向上を図るため、予約受付方法を当日受付から事前受付に変更した。

(3) 消費生活

- ① 区民の消費生活に関わる苦情・相談に対し、消費生活相談員が相談に応じ、消費者被害の救済、未然防止、苦情の解決に努めている。また、消費者講座を開催し、区民へ消費生活に関する様々な情報を提供している。
- ② 消費者被害を未然に防止するため、区民の集まりや学校等からの依頼に基づき、消費生活相談員が出向いて啓発活動を行う「出前講座」を実施しているほか、町会・自治会、民生・児童委員、介護保険事業者などの関係機関と情報連絡体制を取ることで、高齢者の悪質商法による被害の未然防止、早期救済を図っている。

(4) 新庁舎窓口サービス準備

新庁舎移転を契機とした区民サービスの向上を目指し、4つのない（迷わない、待たない、動かない、書かない）と2つのレス（キャッシュレス、タッチレス）を実現するサービスを展開するための準備を行っている。

(事業の概要)

1 事業の目的

- (1) 部内各課が主要課題や新たな重要課題に適切に対応できるよう、財源や人員等の経営資源の配分を行う。
- (2) 部の主要課題や多様化・高度化する課題に重点的かつ戦略的に取り組み、課題を解決できるスキルを持った職員を育成する。

2 事業の内容

- (1) 部全体の事業を見直し、業務にかかるコストを抑制する一方、必要とされる区民サービスを充実していくため、効果的、効率的な部門経営を行う。
- (2) 多様化・高度化する課題に対応できる高度な職務能力を持つ人材を育成するため、部内研修を実施する。

3 事業の実績

- (1) 部課長会の開催(令和4年度 32回実施)

(2) 部内研修実績

① 接遇研修(令和4年6月2日実施、受講人数21名)

対象者 部内新規採用職員

研修目的 職員の接遇力を向上させ、接客対応が原因となるトラブルを未然に防ぐと共に、区民へ好印象を与え、区民の信頼を得る。

② 事業概要研修(令和4年7月27日実施、受講人数24名)

対象者 部内新規採用職員及び転入職員等希望する職員

研修目的 部内各課の業務について幅広く学んでもらい、普段の仕事に役立てるほか、今後のキャリア形成の参考にしてもらう。

(3) その他の事業

なかのふれあいロビーコンサートについては、新型コロナウイルス感染症拡大防止区役所1階ロビーにおけるマイナンバー交付事業の実施により、実施場所を確保することが困難であったことから、開催を中止した。

事業開始年月日						
事業担当		区民サービス課 庶務係				
予算	款	4	区民費	項	1	区民費
	目	1	区民サービス費	事務事業	2	区民総務
関係法規						
特記事項						

(事業の概要)

1 事業の目的

- (1) 本庁舎に来庁した区民が迷わずに用件を済ませられるよう、適切な窓口等の案内を行う。
 (2) 区民が生活上の様々な問題を解決するために、気軽に利用できる各種相談窓口を整備する。

2 事業の内容

- (1) 総合案内（戸籍住民フロアマネージャーを含む）
 (2) 区民相談、法律相談等各種専門相談の実施

3 事業の実施方法及び実績

(1) 総合案内

① 実施方法

庁舎内外の案内及び戸籍住民フロア案内（平成24年7月から）について、業者委託により実施。平成27年7月から火曜時間延長・日曜休日窓口にも戸籍住民フロア案内を導入したほか、通訳タブレットの利用支援、住民税申告案内業務を追加した。

令和2年度には、文化国際交流係が「A I 翻訳システム」を学校、区内事業所、庁舎内窓口（総合案内も含む）に配備したため、総合案内による通訳タブレットの利用支援は、令和2年5月をもって終了している。

② 事業実績

案内件数

(単位：件)

年度	案内件数	内 訳			
		総合案内	戸籍住民 フロア案内	通訳 タブレット	住民税 申告案内
令和2年度	560,289	81,199	476,735	45	2,310
令和3年度	500,847	76,366	421,615	-	2,866
令和4年度	485,343	87,707	395,360	-	2,276

(2) 区民相談、専門相談

① 実施方法

区民の方々の日常生活における様々な問題についての相談に応じるため、区民相談として相談機関や手続き先の案内等を職員が対応しているほか、法律、不動産などの各種の専門相談を実施している。専門相談は、予約制の無料相談だが、個室での面談相談のため、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言発令に伴い休止した期間があったが、令和3・4年度は、飛沫防止や消毒・換気等の感染症対策を行い、当初計画どおり実施した。

なお、相談利用者の利便性の向上を図るため、令和元年度からは予約受付方法を当日受付から事前受付に変更したほか、相談利用率の高い法律相談は平成30年度から第3日曜日に実施、また令和元年度には毎月の実施回数について「月に8回まで」を撤廃している。

② 事業実績

別紙（区民相談・各種専門相談実績一覧）のとおり

事業開始年月日	昭和22年11月～順次開始					
事業担当	区民サービス課 区民相談係					
予算	款	4	区民費	項	1	区民費
	目	1	区民サービス費	事務事業	3	区民相談
関係法規	中野区専門相談実施要綱					
特記事項	令和6年4月から不動産の相続登記が義務化されることに伴い、東京司法書士会中野支部と協定締結し、令和4年7月より、上記(2)で実施する登記に関する相談に加え、新たに「相続登記手続相談」を実施している（令和5年度は利用定員を倍増）。					

別紙

区民相談・各種専門相談実績一覧

(単位：件)

相談名	相談日	相談内容等	相談員	開設年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
区民相談 (※1)	区役所開庁日	手続きや相談先の案内	区職員	平成23年4月	3,608	4,223	4,675
法律	月、水曜日 第3日曜日 (※2)	金銭貸借、遺産相続、土地、家屋など日常生活における法律的事項に関する事	弁護士	昭和22年11月	907	1,048	1,060
不動産	第1金曜日、 第3・4火曜日	土地建物の賃貸借、更新、売買などに関する事	宅地建物取引士	昭和58年4月	120	135	152
登記・境界 (※3)	第2火曜日	建物表示登記、土地分筆、測量、不動産の各種登記手続きに関する事	司法書士、土地家屋調査士	昭和63年5月	52	65	58
税務	第1火曜日	相続税、贈与税、所得税、事業税などに関する事	税理士	昭和47年4月	48	60	58
社会保険 ・ 労務管理	第3金曜日	年金、健康保険、雇用保険、労災保険などに関する事	社会保険労務士	平成11年8月	24	43	29
暮らしの手 続と書類	第3金曜日	契約書、内容証明書、相続、遺言等行政手続きに関する事	行政書士	平成7年1月	45	45	48
行政	第4金曜日	国の仕事や国から監督を受けている国の外郭団体、都、区の仕事についての要望、苦情に関する事	行政相談委員	昭和44年10月	4	3	7
人権擁護	第1火曜日	いじめやことばによる暴力、差別、いやがらせなど人権侵害に関する事	人権擁護委員	昭和43年10月	0	0	1
相続登記手 続	第4木曜日	不動産の相続登記手続きに関する事	司法書士	令和4年7月	-	-	41

◎専門相談は、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言発令に伴い、令和2年度4・5月の相談は休止した。令和3年度は、感染症対策を行い、当初計画どおり実施した。

※1 平成23年4月に区民サービス分野区民相談担当が発足した。相談件数は24年度より集計している。

※2 令和元年度より、法律相談の実施回数における「月に8回まで」を撤廃した。

※3 令和4年7月より、相談名を「登記相談」から「登記・境界相談」に変更した。

(事業の概要)

1 事業の目的

区民の消費生活に関わる苦情・相談に対し、適切な助言やあっせんを行い、消費者被害の回復、未然防止を図るとともに、消費者の自立を支援する。

2 事業の内容・実績

(1) 消費生活相談

専門相談員を配置し、消費生活に関する相談に対応する。また、啓発のための出前講座を実施する。

事業実績

相談件数 (単位：件)				出前講座等回数 (単位：回)			
年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
件数	3,191	2,887	3,010	件数	3	5	7

(2) 高齢者悪質商法被害防止情報連絡体制

高齢者の悪質商法による被害の未然防止、早期救済を図るため、関係団体・機関と情報連絡体制をとっている。(発足：平成18年9月)

関係団体・機関

町会・自治会、民生・児童委員、社会福祉協議会、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、訪問介護事業者

- ① 連絡件数 20件
- ② 情報特急便 月1回発行 年間7,440部

(3) 消費生活情報の収集・提供

- ① 消費者講座 消費生活に係る各種講座を開催(5回実施)
- ② 啓発チラシの発行 「消費者相談の現場から」(月1回発行 年間18,000部)
- ③ 消費者団体活動支援 消費生活展の開催、講習会への講師派遣

(4) 適正表示等の推進

- ① 計量器事前調査
- ② 電気用品安全法に係る立入検査
- ③ 家庭用品品質表示法に係る立入検査
- ④ 消費生活用製品安全法に係る立入検査
- ⑤ ガス事業法に係る立入検査
- ⑥ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に係る立入検査

事業開始年月日	相談業務：昭和47年7月1日、消費生活展：昭和57年					
事業担当	区民サービス課 消費生活センター					
予算	款	4	区民費	項	1	区民費
	目	1	区民サービス費	事務事業	4	消費生活
関係法規	消費者基本法、消費者安全法、消費者教育の推進に関する法律 中野区消費生活センター条例、中野区消費生活センター条例施行規則 中野区消費生活相談員設置要綱、消費者講座講師派遣事業実施要綱 電気用品安全法、家庭用品品質表示法、消費生活用製品安全法、ガス事業法 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、計量法					
特記事項						

(事業の概要)**1 事業の目的**

新区役所移転を見据えて、来庁者の手続簡素化や利便性の向上など、窓口サービスの改善に向けた準備を進める。

2 事業の内容

- (1) マイナンバーカード等を読み取り、それらに記録された情報を申請書等に出力して印刷することができる申請書自動交付機の導入に係る検討及び調整
- (2) クレジットカードや電子マネー等によるキャッシュレス決済を可能とするセミセルフレジや、職員を介さずに複数の納付を一度に行うことができるフルセルフレジの導入に係る検討及び調整
- (3) 来庁者を円滑に案内するための全庁共通発券機の導入及び全庁共通フロアマネージャーの配置に係る検討及び調整
- (4) 上記のほか、新庁舎移転を契機とした窓口サービスの向上に資する取組に係る検討及び調整

3 事業の実績

なし

事業開始年月日						
事業担当		区民サービス課 新区役所窓口サービス準備係				
予算	款	4	区民費	項	1	区民費
	目	1	区民サービス費	事務事業	5	新庁舎窓口サービス準備
関係法規						
特記事項						

2 戸籍住民課

(課の概要)

戸籍住民課は、住民等が社会生活を行う上での基本となる住民基本情報や戸籍の登録と管理及びその公証となる証明書などの発行を行い、戸籍、住民記録、証明、地域事務所などの担当で構成されている。

1 課の業務

(1) 住民基本台帳法に基づく業務

住民基本台帳法に基づき、住民に係る各種届出を受理し、住民情報の正確な記録及び附帯事務を行うとともに住民サービスの提供に資する住民基本台帳を整備する。

(2) マイナンバーに関する業務

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律などに基づき、マイナンバーカードに係る各種手続きを適正に行う。

(3) 戸籍法に基づく業務

戸籍法に基づく届出等により、戸籍に係る各種届出の受理・戸籍の編製及び附帯事務を行い、戸籍情報の適正な管理と保護を図る。

(4) 証明に関する業務

戸籍謄抄本や住民票の写しなど様々な証明書や届出について、住民等からそれぞれの法に基づいた申請等を受け付け、必要な証明書等を交付する。

(5) 地域事務所

南中野、東部、江古田、野方、鷺宮の5か所の地域事務所において、住民基本台帳法事務、証明書の発行等、収納業務など各種行政サービスを提供する。

2 区民にとって使いやすいワンストップ型窓口の取組み

転入や出生等の届出に関連して必要となる、国民健康保険の被保険者証の取得、児童手当の申請等についても手続きができるワンストップ型窓口を整備している。

また、住民票の写しや戸籍謄抄本の発行等、短時間で大量の処理を行う窓口と、複数の関連業務について詳しく状況を聞き取りながら手続きを進める窓口とに分け、フロアマネージャーが発券機により区民を適切に案内することで効率化を図っている。

3 「24時間365日どこでも区役所」への取組み

(1) 窓口延長等

平日の火曜日は午後8時まで窓口受付時間の延長を行い、日曜日は午前9時から午後4時まで休日開庁を実施している。

(2) コンビニエンスストアでの証明書自動交付

マイナンバーカードを利用して、全国のコンビニエンスストア（午前6時30分から午後11時まで）において、住民票の写しと印鑑登録証明書を交付している。戸籍謄抄本等、課税納税証明書のコンビニ交付は令和3年1月18日より開始。

(3) 電子申請

マイナンバーカードを利用して、パソコンからインターネットを介し住民票の写し等各種証明書の申請のほか転出届等を受け付けている。

中野区の人口、世帯数 (令和5年3月末)

世帯 (世帯)	人口 (人)	男(人)	女(人)
211,068	335,187	169,008	166,179

※外国人住民含む

中野区の本籍数等 (令和5年3月末)

戸籍数(戸籍)	戸籍人口(人)
142,842	322,165

主な事業実績 (令和4年度)

(単位:件)

	出生届	死亡届	婚姻届	離婚届	転籍届	その他戸籍届	転入届	転出届	転居届	世帯変更届
区役所	3,225	5,363	4,095	824	1,621	1,535	26,878	21,737	5,741	3,078
地域事務所	334	428	—	—	—	—	5,575	4,472	1,421	379
電子申請	—	—	—	—	—	—	—	115	—	—
計	3,559	5,791	4,095	824	1,621	1,535	32,453	26,324	7,162	3,457

	住民票の写し等	印鑑登録証明	戸籍謄抄本等	税証明	その他証明	印鑑登録	印鑑廃止	新築届受理	マイナンバー カード交付	電子証明書発行
区役所	155,988	34,078	110,696	36,395	4,471	9,915	1,562	838	53,051	77,604
地域事務所	42,280	22,050	8,337	12,714	13	3,713	696	—	—	—
コンビニ交付	53,756	25,692	11,580	8,411	—	—	—	—	—	—
電子申請	12	1	81	34	22	—	0	—	—	—
計	252,036	81,821	130,694	57,554	4,506	13,628	2,258	838	53,051	77,604

(事業の概要)

1 事業の目的

効率的で利便性の高い窓口サービスの調整・改善を行う。
利用しやすい窓口にしていくための窓口環境を整備する。

2 事業の内容

利用しやすい窓口環境の整備・改善（効率的で利便性の高い窓口業務運営に伴う委託化等の調整）

地域事務所間及び課内の運営支援と調整
予算、各種統計の処理・報告

3 事業の実績

地域事務所所長会、係長会の開催（定例及び臨時）
窓口環境の整備
窓口利用状況案内システムの運用
共通発券機の先行導入 令和5年2月27日導入

事業開始年月日						
事業担当		戸籍住民課 管理運営係				
予算	款	4	区民費	項	1	区民費
	目	2	戸籍住民費	事務事業	1	戸籍住民管理運営
関係法規						
特記事項						

(事業の概要)

1 事業の目的

- (1) 戸籍法に基づき、戸籍に係る各種届出の受理・戸籍の編製及び附帯事務を行い、戸籍情報の適正な管理と保護を図る。
- (2) 住民基本台帳法に基づき、戸籍附票に係る整備を行い、戸籍附票情報の適正な管理と保護を図る。

2 事業の内容

- (1) 戸籍に係る各種届出の受理、編製及び附帯事務、戸籍届出に関する証明書の申請受付
- (2) 火葬及び改葬許可
- (3) 人口動態調査
- (4) 相続税法第58条事務
- (5) 民刑事務
- (6) 戸籍附票の作成・整備
- (7) 戸籍情報総合システム、戸籍コンビニ交付システムの管理運営

3 事業の実績

(単位：件)

年 度	出生	婚姻	離婚	死亡	転籍	その他
令和2年度	3,648	4,063	844	5,163	1,609	1,724
令和3年度	3,843	4,167	775	5,277	1,608	1,507
令和4年度	3,559	4,095	824	5,791	1,621	1,535

※出生・死亡については、地域事務所受付分含む。

年 度	戸籍数(戸籍)	戸籍人口(人)
令和2年度末	143,746	325,213
令和3年度末	143,312	323,891
令和4年度末	142,842	322,165

事業開始年月日	戸籍総合システム(附票電算化含む戸籍の一部処理) 平成5年2月1日稼働 戸籍情報総合システム(戸籍電算化) 平成8年1月1日稼働 戸籍コンビニ交付システム 令和3年1月18日稼働					
事業担当	戸籍住民課 戸籍係					
予算	款	4	区民費	項	1	区民費
	目	2	戸籍住民費	事務事業	2	戸籍
関係法規	民法、戸籍法、同法施行規則、戸籍事務取扱準則、家事事件手続法、人事訴訟法の適用に関する通則法、国籍法、各外国法 人口動態調査令、死産の届出に関する規程、墓地・埋葬等に関する法律、相続税法、住民基本台帳法、同法施行令					
特記事項						

(事業の概要)

1 事業の目的

- (1) 住民基本台帳法に基づき、住民基本台帳等に係る各種届出を受理し、住民情報の正確な記録及び附帯事務を行う。また、執務時間内の届出受理のほか、窓口受付時間の延長（毎週火曜日午後8時まで）、毎週日曜日住民異動届の預かりを実施し、区民の利便性の向上を図る。
- (2) 中野区印鑑条例に基づき、印鑑の登録及び証明について公正な運用と住民の権利の保護を図る。
- (3) 住居表示に関する法律、同法施行令、住居表示に関する条例、同条例施行規則に基づき、建物の新築、建替え時の新築届を受理、住居番号を確定し、正確な住居表示台帳を整備する。
- (4) 住民に関する記録を正確かつ統一的に行う住民基本台帳の制度のもとで、住民に関する記録の適正な管理・運用を行い、住民の利益を増進するとともに行政の合理化を図るために、住民基本台帳ネットワークシステムを運用する。

2 事業の内容

- (1) 住民基本台帳事務
 - ① 転入・転出・転居及び世帯変更届の受理及び住民票への記載等
 - ② 住所の異動に伴う国保の加入・喪失・書替、介護保険被保険者証の交付等
 - ③ 学齢児童生徒の就学通知及び転入学の受付等
 - ④ 外国人の在留カードへの記載、通称名の記載・変更、特別永住者管理等
- (2) 印鑑登録事務
 - ① 区民の印鑑登録に係る届出を受理し、印鑑登録証の交付、印鑑登録原票の保管等付帯事務
- (3) 住居表示事務
 - ① 住居番号及び補助番号の届出受理に関する事務
 - ② 街区の管理及び街区表示板の維持に関する事務
 - ③ 新旧住所の照会に関する事務
 - ④ 住居表示管理システムの運用管理
- (4) 住民基本台帳ネットワークシステムの運用管理

3 事業の実績

(1) 住民基本台帳事務

(単位：件)

年度	転入届	転出届	転居届	世帯変更届
令和2年度	23,849(4,075)	22,898(3,480)	6,124(891)	3,163(176)
令和3年度	22,478(4,128)	22,024(3,166)	6,069(925)	3,082(147)
令和4年度	26,878(4,365)	21,852(3,340)	5,741(938)	3,078(249)

()は、時間延長窓口分・日曜開庁分再掲

年度	世帯(世帯)	人口(人)	男(人)	女(人)
令和2年度末	208,026	334,581	168,725	165,856
令和3年度末	207,107	332,432	167,447	164,985
令和4年度末	211,068	335,187	169,008	166,179

※外国人住民含む

【引越しワンストップサービス】 令和5年2月6日開始

引越しワンストップサービスとは、マイナンバーカード所有者に限りマイナポータルからオンラインで転出届の提出と転入(転居)時の来庁予定の連絡が申請できるサービス。このサービスを利用することで、転出元市区町村の窓口への来庁が原則不要となる(転入先市区町村の窓口での手続きは必須)。

令和5年2月 279件 令和5年3月 671件 (転出におけるサービス利用件数)

(2) 印鑑登録事務

(単位：件)

年 度	登録申請	登録廃止
令和2年度	11,250(979)	1,852(112)
令和3年度	10,396(1,111)	1,721(109)
令和4年度	9,915(1,145)	1,562(91)

(単位：件)

年 度	印鑑登録総数
令和2年度末	122,433
令和3年度末	121,719
令和4年度末	120,446

()は、時間延長窓口分再掲

(3) 住居表示事務

(単位：件)

年 度	新築届受理	補助番号申請
令和2年度	1,033	14
令和3年度	760	7
令和4年度	838	11

(4) 住民基本台帳ネットワークシステムの運用管理

(単位：件)

年 度	住民票の写しの 広域交付	転出・転入の 特例処理
令和2年度	653	6,076
令和3年度	660	13,209
令和4年度	545	18,680

事業開始年月日	時間延長における転入届、印鑑登録等は、平成17年6月7日から開始 住居表示事務は、平成24年4月1日建築分野から移管、平成25年1月から補助番号付定 平成14年8月5日住民基本台帳ネットワークシステム 令和5年2月6日引越しワンストップサービス					
事業担当	戸籍住民課 住民記録係					
予算	款	4	区民費	項	1	区民費
	目	2	戸籍住民費	事務事業	3	住民記録
関係法規	住民基本台帳法、同法施行令、国民健康保険法、国民年金法、介護保険法 中野区印鑑条例、同条例施行規則 住居表示に関する法律、同法施行令 住居表示に関する条例、同条例施行規則 中野区住居表示に係る補助番号の付定に関する要綱 中野区住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報等の保護に関する条例					
特記事項						

(事業の概要)

1 事業の目的

- (1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づくマイナンバーカードの普及・促進を図る。
- (2) 住民の利便性の向上並びに国及び地方公共団体の行政運営の簡素化及び効率化に資する事を旨とした電子署名及び電子利用者証明の円滑な利用の促進を図る。

2 事業の内容

- (1) 個人番号通知・カードの交付及び普及促進
- (2) IT利用による行政機関への申請手続等に必要な本人確認等のための電子証明書の交付

3 事業の実績

(単位：件)

年 度	マイナンバーカード 交付	電子証明書発行
令和2年度	34,968	44,727
令和3年度	47,684	62,222
令和4年度	53,051	77,604

※マイナンバーカードは、平成28年1月から交付開始

※マイナンバーカードの交付率 62.29% (令和4年度末)

※地域事務所分含む

【主な取組み】

マイナンバーカード普及促進を図るため、本庁舎において火曜日に実施している夜間延長窓口について、令和4年4月から木曜日も開設することにより、マイナンバーカード交付体制の強化を図った。また、申請時来庁方式による受付について、従来行っていた地域事務所での出張申請サポートに加えて、令和4年6月から区役所本庁舎に常設の窓口を設置した。

事業開始年月日	平成16年1月29日公的個人認証 平成28年1月マイナンバーカード交付					
事業担当	戸籍住民課 マイナンバーカード交付係					
予算	款	4	区民費	項	1	区民費
	目	2	戸籍住民費	事務事業	4	マイナンバーカード交付
関係法規	住民基本台帳法 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律 認証業務及びこれに附帯する業務の実施に関する技術的基準					
特記事項						

(事業の概要)

1 証明事務

(1) 事業の目的

住民基本台帳法・中野区印鑑条例・戸籍法等に基づき、住民票の写し・印鑑登録証明書・戸籍謄抄本等を交付する。区民の利便性向上を図るため、執務時間内の窓口交付のほか、郵送交付、窓口受付時間の延長（毎週火曜日、午後8時まで）、原則毎週日曜日の休日開庁（午前9時から午後4時まで）、電話予約による夜間・休日交付等、多様な方法で利用しやすい証明書等の交付サービスを実施する。

(2) 事業の内容

- ① 住民基本台帳、印鑑登録、戸籍に係る各種証明の受付、作成及び交付に関すること
- ② 戸籍に関する証明の電送に関すること
- ③ 住民基本台帳の閲覧に関すること
- ④ 自動車臨時運行の許可に関すること
- ⑤ 特別区民税・都民税及び軽自動車税の証明の受付、作成及び交付に関すること
- ⑥ 飼い犬の登録に関すること
- ⑦ 住民基本台帳の閲覧制限等支援措置事務

(3) 事業の実績

(単位：件)

年度	住民票の写し等 証明書	印鑑登録証 印鑑登録証明書	戸籍謄抄本等	課税・納税 証明書	その他	合計
令和2年度	185,714	59,130	107,520	38,761	4,765	395,890
令和3年度	171,043	50,008	107,370	38,239	5,254	371,914
令和4年度	156,000	43,994	110,777	36,429	4,493	351,693

(単位：件)

年度	時間延長窓口での申請数						休日開庁窓口での申請数					
	住民票の 写し	印鑑 証明	戸籍謄 抄本等	税証明	その他	合計	住民票の 写し	印鑑 証明	戸籍謄 抄本等	税証明	その他	合計
令和2年度	2,713	560	774	747	163	4,957	5,346	1,298	1,861	1,126	224	9,855
令和3年度	3,031	589	886	737	227	5,470	5,143	1,160	1,889	1,118	287	9,597
令和4年度	2,396	492	884	654	218	4,644	3,616	848	1,861	897	240	7,462

郵送申請実績（諸証明分内数）

(単位：件)

年度	住民票の写し等 証明書	戸籍謄抄本等	課税・納税 証明書	その他	合計
令和2年度	45,360	51,793	2,141	790	100,084
令和3年度	45,227	50,510	2,121	775	98,633
令和4年度	45,779	48,360	1,805	678	96,622

電子申請実績（諸証明分内数）

(単位：件)

年度	住民票の写し等 証明書	印鑑登録証明書	戸籍謄抄本等	課税・納税 証明書	その他	合計
令和2年度	14	8	102	41	25	190
令和3年度	15	4	60	51	10	140
令和4年度	12	1	81	34	22	150

2 証明書自動交付（コンビニ交付）システム運用

(1) 事業の目的

マイナンバーカードを利用して、住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍謄抄本等、課税・納税証明書がコンビニエンスストアで取得できるサービスを実施し、区民の利便性の向上を図る。

(2) 事業の内容

マイナンバーカードを利用して、全国のコンビニエンスストアで証明書を取得することができる。サービス提供時間は年末年始、システムのメンテナンス等を除く毎日午前6時30分から午後11時まで。住民基本台帳カードによるコンビニ交付は平成31年3月末で終了。戸籍謄抄本等、課税納税証明書のコンビニ交付は令和3年1月18日より開始。

(3) 事業の実績

(単位：枚)

年度	住民票の写し	印鑑登録証明書	戸籍謄抄本等	課税・納税証明	合計
令和2年度	25,488	14,264	945	529	41,226
令和3年度	39,964	19,609	6,554	5,904	72,031
令和4年度	53,756	25,692	11,580	8,411	99,439

事業開始年月日		時間延長・休日開庁：平成13年9月11日、証明書自動交付(コンビニ交付)：平成24年2月1日				
事業担当		戸籍住民課 証明係				
予算	款	4	区民費	項	1	区民費
	目	2	戸籍住民費	事務事業	5	証明
関係法規		住民基本台帳法、同法施行令、中野区印鑑条例、同条例施行規則、道路運送車両法 戸籍法、同法施行規則、地方公共団体の手数料の標準に関する政令、地方税法				
特記事項						

(事業の概要)

1 地域事務所窓口サービス

(1) 事業の目的

身近な施設において証明書の発行業務や収納業務、福祉関係の受付業務を行い、区民の利便性を確保する。

(2) 事業の内容

各種証明書発行、住民異動、納税・納付、保険関係等の申請受付等を行う。

(3) 事業の実績

(単位：件)

2年度	証明書発行	印鑑登録	転出入届等	戸籍届	公金収納	保険・年金	その他
合計	106,003	3,887	11,394	662	121,312	10,615	4,647
南中野	24,604	986	2,543	131	27,769	2,426	1,328
東 部	21,920	899	2,652	67	24,621	2,231	869
江古田	12,801	541	1,240	306	14,940	1,215	809
野 方	18,541	574	2,107	50	23,136	1,754	775
鷺 宮	28,137	887	2,852	108	30,846	2,989	866

3年度	証明書発行	印鑑登録	転出入届等	戸籍届	公金収納	保険・年金	その他
合計	95,452	3,858	11,555	777	106,483	10,470	4,819
南中野	22,818	1,009	2,838	179	25,134	2,343	1,402
東 部	19,815	890	2,889	53	21,714	1,904	824
江古田	11,546	432	1,162	354	13,219	1,171	675
野 方	16,458	586	1,944	65	19,843	2,053	1,017
鷺 宮	24,815	941	2,722	126	26,573	2,999	901

4年度	証明書発行	印鑑登録	転出入届等	戸籍届	公金収納	保険・年金	マイナンバー カード関連	その他
合計	85,394	3,713	12,098	762	95,660	11,480	9,421	4,640
南中野	19,926	960	2,837	168	22,253	2,654	2,052	1,379
東 部	17,805	879	2,951	54	19,687	2,321	2,534	818
江古田	10,100	423	1,216	351	11,490	1,147	763	640
野 方	14,793	554	2,177	54	18,032	2,306	1,751	953
鷺 宮	22,770	897	2,917	135	24,198	3,052	2,321	850

※戸籍届の項目追加、国民健康保険を「保険・年金」に変更。

※福祉関係及びその他地域事務所で行なっている事務を含め「その他」として掲載。

※令和4年度よりマイナンバーカード関連事務追加。

※令和4年度より「転出入届等」に職権修正及びその他異動届を追加。

2 地域事務所運営

地域事務所の執務環境の維持管理

事業開始年月日	平成23年7月19日					
事業担当	戸籍住民課 地域事務所					
予算	款	4	区民費	項	1	区民費
	目	2	戸籍住民費	事務事業	6	地域事務所
関係法規	中野区地域事務所設置条例 中野区地域事務所処務規程					
特記事項						

3 税務課

(課の概要)

1 制度

住民税は、特別区民税と都民税を合わせたもので、区民の日常生活に密接に結びついた多くの行政サービスを行うための費用として、前年の所得金額に対して当該年度に課税される。

2 納税義務者

毎年1月1日現在、区内に住所を有する者及び区内に事務所、事業所または家屋敷を有する個人で、区内に住所を有しない者

納税義務者数の推移 (単位：人)

年度	納税義務者数(決算時)
令和2年度	204,098
令和3年度	203,322
令和4年度	203,042

3 所得割と均等割

特別区民税と都民税は、それぞれ所得割と均等割の2種類の税金で構成されている。

(1)所得割・・・前年中の所得金額に応じて負担する税金 税率10% (特別区民税6%、都民税4%)

(2)均等割・・・すべての納税者が均等の額によって負担する税金

(東京23区の均等割額)

特別区民税均等割額 3,500円 都民税均等割額 1,500円

※所得割、均等割については、所得金額や扶養人数などにより、課税されない場合がある。

※区内に住所がなく、区内に事務所や事業所を有する方には、均等割のみが課税される。

※均等割額には、東日本大震災を踏まえ防災対策の財源を確保するための臨時特例分500円を特別区民税、都民税のそれぞれに含む。

4 令和4年度特別区税予算・決算状況

(単位：千円, %)

区分 税目	予算額	調定額		収入額		収入 歩合	対予算額 増減
			前年比		前年比		
特別区税	38,009,457	39,104,631	105.4	38,153,538	105.7	97.6	144,081
特別区民税	35,853,135	36,889,405	105.4	35,946,915	105.8	97.4	93,780
現年課税分	35,500,069	35,975,600	106.2	35,601,658	106.2	99.0	101,589
現年度分	35,355,655	35,752,143	106.0	35,415,375	106.0	99.1	59,720
過年度分	144,414	223,457	137.9	186,283	135.8	83.4	41,869
滞納繰越分	353,066	913,805	82.3	345,257	77.6	37.8	△ 7,809
軽自動車税	120,950	134,598	104.1	125,995	104.4	93.6	5,045
環境性能割	6,524	7,702	112.3	7,702	112.3	100.0	1,178
種別割	114,426	126,896	103.7	118,293	103.9	93.2	3,867
現年課税分	112,571	119,325	103.8	116,699	103.9	97.8	4,128
滞納繰越分	1,855	7,571	102.5	1,594	104.8	21.1	△ 261
特別区たばこ税	2,035,372	2,080,628	104.8	2,080,628	104.8	100.0	45,256
現年課税分	2,035,372	2,080,628	104.8	2,080,628	104.8	100.0	45,256
滞納繰越分	0	0	—	0	—	—	0
現年課税分合計	37,654,536	38,183,255	106.1	37,806,687	106.1	99.0	152,151
滞納繰越分合計	354,921	921,376	82.4	346,851	77.7	37.6	△ 8,070

(事業の概要)

1 電算システムの運用・改善

(1) 事業の目的

制度改正や事務改善に的確に対応した税システムが運用され、税務事務の効率化・高度化により、区民サービスを向上させる。

(2) 事業の内容・実施方法

国が進める税務事務の電子化に的確に対応し、必要なシステム改修や事務の見直しを行うことにより、電子化が真に事務の効率化や経費の削減につながるようにする。

(3) 事業の実績

住民情報システム及び滞納整理支援システムに係る標準化対応

2 税制度管理・広報活動

(1) 事業の目的

税の仕組みや意義に対する納税者の理解を促進するために、制度改正に的確に対応し、PRや関係部門への情報提供を行う。

(2) 事業の内容・実施方法

区報、ホームページ、区内掲示板など、さまざまな広報媒体を活用し、税に関するお知らせを実施している。

(3) 事業の実績

(単位：件)

年 度	区報・ホームページ等掲載項目数
令和2年度	184
令和3年度	175
令和4年度	185

事業開始年月日						
事業担当		税務課 税務管理係				
予算	款	4	区民費	項	1	区民費
	目	3	税務費	事務事業	1	税務管理
関係法規		中野区特別区税条例				
特記事項						

(事業の概要)

1 課税

(1) 事業の目的

住民税の申告を区民自らが期間内に行うよう促し、適正な課税を行う。

(2) 事業の内容・実施方法

区報・ホームページなど、様々な媒体を活用して申告を呼びかけるとともに、申告に関するチラシを町内会掲示板へ掲示し広報している。また、確定申告書を区役所本庁舎及び区民活動センターで配布することにより、申告しやすい環境づくりを行っている。

(3) 事業の実績

(単位：%)

年 度	住民税申告率(当初課税時)
令和2年度	92.4
令和3年度	92.8
令和4年度	92.4

2 未申告者の調査課税

(1) 事業の目的

公平な課税を目指し、申告期間内に申告しない者(未申告者)に対し、申告書を再度送付するなどして未申告者を減少させている。

(2) 事業の内容・実施方法

未申告者に対し、8月に申告書を再度送付し申告を促している。また、未申告者のうち前年所得が給与所得の場合は、給与支払者に給与支払報告書の提出を求めるなど、未申告者の減少に向けた取り組みを実施している。

(3) 事業の実績

① 未申告者数(各年度決算時)(単位：件)

年 度	未申告者数
令和2年度	8,787
令和3年度	7,957
令和4年度	7,546

② 給与支払報告書の請求件数(単位：件)

年 度	給与支払報告書の請求件数
令和2年度	0 ※
令和3年度	876
令和4年度	819

③ 未申告者への申告書送付件数(単位：件)

年 度	送付件数
令和2年度	13,996
令和3年度	10,428
令和4年度	10,003

※システム変更により旧システムからデータ移行を行っているが、この影響からデータ抽出ができなかったため令和2年度に限っては実施せず。

事業開始年月日

税務課 課税係

予算	款	4	区民費	項	1	区民費
	目	3	税務費	事務事業	2	課税

関係法規 中野区特別区税条例

特記事項

(事業の概要)

1 滞納整理

(1) 事業の目的

住民税の滞納を減少させ、区政の財源を確保する。

(2) 事業の内容・実施方法

住民税の滞納者に対し、文書や電話、訪問による催告を行い、納付がなければ財産調査や、差押えなどの滞納処分を行って強制的に徴収し、公平な税負担を確保する。

(3) 事業の実績

① 住民税収入額等の推移

(単位：千円, %)

	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	収入額	収入率	収入額	収入率	収入額	収入率
現年課税分	33,549,377	98.6	33,532,820	99.0	35,601,658	99.0
現年度分	33,433,175	98.7	33,395,642	99.1	35,415,375	99.1
過年度分	116,202	84.3	137,178	84.7	186,283	83.4
滞納繰越分	513,480	40.8	444,936	40.1	345,257	37.8
合計	34,062,857	96.6	33,977,756	97.1	35,946,915	97.4

② 滞納処分件数

(単位：件)

年度	差押						交付要求 (参加差押含)	合計
	預金	生命保険	不動産	給与	その他	小計		
令和2年度	1,516	204	10	1,083	140	2,953	231	3,184
令和3年度	1,479	137	15	1,589	170	3,390	170	3,560
令和4年度	2,000	114	14	1,355	164	3,647	441	4,088

事業開始年月日

事業担当

税務課 納税係

予算

款目

4

区民費

3

税務費

項

1

区民費

事務事業

3

納税

関係法規

中野区特別区税条例

特記事項

(事業の概要)

1 収納管理（口座振替）

(1) 事業の目的

住民税の納め忘れ防止に有効な口座振替を推進することで、納税者が納期限内に納税し、滞納を翌年度に繰り越さないようにする。

(2) 事業の内容・実施方法

口座振替について、税額通知への申込書同封、ホームページへのダウンロード様式の登載を行い、広く周知することで申込者の拡大に努める。

(3) 事業の実績

① 当初税額通知発付件数に占める

口座振替対象の件数及び割合 (単位：件，%)

年度	発付件数	口座振替件数	割合
令和2年度	52,452	13,143	25.1%
令和3年度	52,385	13,724	26.2%
令和4年度	54,290	13,932	25.7%

② 新規加入者数（各年度末現在）

(単位：件)

年度	新規加入者数
令和2年度	2,675
令和3年度	3,418
令和4年度	4,305

2 収納管理（収納）

(1) 事業の目的

納税者に多様な納付の機会を提供し、利便性の拡大を図るとともに安定的な税収を確保する。

(2) 事業の内容・実施方法

コンビニエンスストア収納[平成22年12月開始]、モバイルレジ（インターネットバンキング）収納[平成27年10月開始]、ペイジー収納・モバイルレジ（クレジットカード）収納[令和2年1月]に加え、電子マネー（スマートフォン決済）収納[令和3年3月(2種)、同年7月(3種)、令和5年6月(4種)開始]およびネットdeモバイルレジ（クレジットカード）収納[令和3年6月開始]を導入し、近年はキャッシュレス収納の拡充を図っている。

キャッシュレス収納の導入にあたっては、導入前に区報へ記事掲載、SNS発信、導入後は区役所設置の情報ディスプレイによる常時案内を行っている。区ホームページのほか、税額通知書同封のお知らせに各種納付方法の紹介を載せ周知を図っている。

(3) 事業の実績（現年度・過年度課税区都民税）

(単位：円，%)

年度	コンビニ	ネットバンキング (アプリのみ)	クレジットカード	ペイジー	スマホ決済	構成比
R2	3,669,890,657	95,702,400	243,743,600	3,936,076,036	9,022,100	69.3%
R3	3,200,949,581	75,318,978	359,908,603	3,802,728,207	503,963,826	69.4%
R4	3,331,347,603	123,892,803	503,979,105	5,121,603,265	727,394,625	70.2%

※構成比は、全収納件数中、上記収納の占める件数の割合

事業開始年月日						
事業担当	税務課 収納係					
予算	款	4	区民費	項	1	区民費
	目	3	税務費	事務事業	4	収納
関係法規	中野区特別区税条例					
特記事項						

(事業の概要)

1 課税・納税

(1) 事業の目的

軽自動車税および特別区たばこ税の公平で適正な課税と、納税者による着実な納税を推進する。

(2) 事業の内容・実施方法

軽自動車税について、区への原動機付自転車申告書兼申請書および東京都軽自動車協会からの軽自動車税申告書をもとに、適正な課税を行う。

また、軽自動車OSS及び軽JNKSの令和5年1月からの運用開始により、登録・廃車業務の効率化及び納税義務者の利便性向上を図る。

特別区たばこ税は、納税義務者からの申告書をもとに、適切な納付を受ける。

(3) 事業の実績

① 軽自動車税現年課税分収入状況

年 度	種別割		環境性能割	
	収入額 (円)	収入率 (%)	収入額 (円)	収入率 (%)
令和2年度	109,768,500	97.8	6,488,100	100.0
令和3年度	112,356,600	97.7	6,861,100	100.0
令和4年度	116,699,011	97.8	7,701,900	100.0

② たばこ税収入額及び売渡本数

年 度	収入額 (円)	たばこ売渡本数 (千本)
令和2年度	1,904,426,298	324,307
令和3年度	1,985,205,118	314,720
令和4年度	2,080,628,312	317,556

※滞納繰越分を含む。

2 原動機付自転車の登録・廃車

(1) 事業の目的

原動機付自転車の登録・廃車手続きを効率的に行い、軽自動車税の賦課・徴収を着実にを行う。

(2) 事業の内容・実施方法

原動機付自転車の登録（標識の交付）・廃車（標識の返納）事務を適正かつ効率的に行う。

(3) 事業の実績

(単位：件)

年 度	原動機付自転車等の登録・廃車件数
令和2年度	3,401
令和3年度	3,213
令和4年度	4,183

事業開始年月日

事業担当

税務課 諸税係

予算

款
目

4

区民費

項

1

区民費

3

税務費

事務事業

5

諸税

関係法規

中野区特別区税条例

特記事項

4 保険医療課

(課の概要)

1 制度

(1) 国民健康保険制度

国民皆保険を支える仕組みとして設けられた制度であり、国からの交付金や被保険者が納付した保険料等を財源として運営されている。23区では、同一所得、同一世帯構成であれば同一の保険料となるよう、基準保険料率を設定し、各区が条例で定めることにより運用していく統一保険料方式を採用している。しかし平成30年度からの国保広域化以降、中野区では独自に保険料率を算定している。

(2) 国民年金制度（政府（日本年金機構）が保険者として運営）

国民皆年金を支える仕組みとして、昭和34年11月1日に制度が発足し、昭和35年10月から加入適用業務が、昭和36年4月からは保険料の徴収がスタートした。制度発足時は、日本国籍の者のみが対象となっていたが、昭和57年1月から外国人も加入が義務付けられた。昭和61年4月1日の国民年金法の大改正時には、基礎年金制度が導入されるとともに、厚生年金等の加入者（第2号被保険者）の被扶養配偶者を対象とした第3号被保険者制度が開始された。また、平成14年4月には保険料徴収業務が区から国へ移管された。

(3) 後期高齢者医療制度（後期高齢者医療広域連合が保険者として運営）

日本国内に住む75歳以上の者と、65～74歳で一定の障害のある者を対象として、都道府県単位での財政運営を行う医療保険制度として、平成20年4月から開始された。

2 事業規模等（令和5年3月末）

(1) 国民健康保険

被保険者数（人）	世帯数（世帯）
71,402	56,995

(2) 国民年金

被保険者数（人）	受給権者数（人）
67,612	65,208

(3) 後期高齢者医療

被保険者数（人）
35,941

3 保険料収入額等の推移

(1) 国民健康保険料

（単位：千円、％）

	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	収入額	収入率	収入額	収入率	収入額	収入率
現年分	8,025,909	85.8	8,069,910	87.4	8,571,480	88.4
滞納繰越分	440,102	16.1	434,264	15.7	403,178	17.5

(2) 後期高齢者医療保険料

（単位：千円、％）

	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	収入額	収入率	収入額	収入率	収入額	収入率
現年分	3,950,228	99.5	3,906,494	99.4	4,308,798	99.3
滞納繰越分	25,564	40.5	21,859	39.5	19,501	36.6

(事業の概要)

1 事業の目的

国民健康保険事業特別会計の調査、統計、交付金事務を適正に行うとともに、国民健康保険運営協議会事務局を担い、制度・財政の健全運営を目指す。

2 国民健康保険制度の経緯

特別区の国民健康保険事業は昭和34年12月より開始され、以降、老人保健、退職者医療、介護保険、後期高齢者医療などの制度が発足し、国民健康保険（以下、国保という）を取り巻く環境は大きく変化してきた。また、この間も国民医療費は増大し続けており、医療保険制度の抜本改革が求められてきた。

特別区の国保制度は、平成12年4月の都区制度改革以前は、東京都による事業調整の元で実施されてきたが、平成12年度末をもって都区調整条例が廃止され、各区は独立した保険者として事業運営を行うこととされた。しかし、国保事業の円滑な移行と安定的な事業運営の確保を図る観点から、現行の事業水準の維持を基本とした『特別区国保事業の調整に関する共通基準』が設けられ、特別区の国保保険料率等は当面の間23区統一とされた。なお、新たに発足した介護保険制度では、介護納付金総額が区毎に算定されることと、各区の介護2号被保険者の所得水準が異なることから介護分の所得割料率は統一せず、各区が算定することとされた。

平成17年4月には三位一体改革関連法の施行に伴い、区市町村間の財政力の不均衡を調整するため、都負担による都財政調整交付金が新設された。

同年12月には政府・与党医療改革協議会が「医療制度改革大綱」を決定し、これに沿って平成18年6月に健康保険法等が改正され、段階的に医療保険制度の改革が進められることになった。

平成20年4月からは後期高齢者医療制度の創設や特定健診・特定保健指導事業の開始、東京都医療費適正化計画の策定が行われた。平成27年5月27日には、平成30年度から国保の財政運営責任主体を都道府県に移管することなどを柱とした改正国民健康保険法が成立し、これを機に、中野区では平成30年度から独自に保険料率を算定することとした。

3 保険者

保険者とは、一般に保険契約の当事者として保険事故が発生した場合に損害の補填又は特定額の支払いを引き受ける者であり、国保は、疾病、負傷、出産及び死亡を保険事故とする医療保険である。

国保における保険者は、地方自治体（都道府県及び当該都道府県内の区市町村）及び国保組合である。平成29年度までは区市町村及び国保組合に限られていたが、平成30年度からは、都道府県が区市町村とともに保険者となって運営する形となり、都道府県は財政運営の中心的役割と国保運営の安定化を、区市町村は保険料の賦課・徴収、保健事業などを担うこととなった。

4 国民健康保険推進

主に国保運営業務全体の管理調整業務、及び国保業務の土台となるシステム全体の円滑な運用調整を担っている。近年では、個人番号を用いた情報照会による添付書類の省略、オンライン資格確認（資格情報の個人単位化やマイナンバーカードの健康保険証利用など）による利便性の向上や事務の効率化を図っている。また、保険者に共通する事務を共同処理する国民健康保険団体連合会に対し、事務費を負担している。

5 国民健康保険運営協議会

国保事業を行うに当たって、国保の給付内容、保険料率等の改正等重要な事項を審議するため区長の附属機関として置かれている。国保運営協議会は被保険者代表、医療関係者代表、公益代表各6名、被用者保険代表3名の委員で構成され、任期は3年である。運営協議会は、国保条例改正等に係る、国保保険料率の改定審議を中心に、年1～2回開催される。

6 広報活動

国保の仕組みや運営状況などについて、区報やホームページへの掲載、印刷物として「国保ガイド」、「国保だより」を区役所窓口、地域事務所等を通じて配布しているほか、6月の当初賦課（国保ガイド・国保だより）及び9月の国保証更新（国保だより）の通知（隔年）に同封するなどして、制度全般の周知広報を行っている。また、2月には「医療費についてのお知らせ」を国保加入者で医療を受けた方に送付し、健康への関心を高めてもらう契機としている。

事業開始年月日		昭和34年12月				
事業担当		保険医療課 国保運営係				
予算	款	1	国保運営費	項	1	国保運営費
	目	1	制度運営費	事務事業	2	制度運営
関係法規		国民健康保険法 中野区国民健康保険条例				
特記事項		国民健康保険事業特別会計				

(事業の概要)

1 資格管理

(1) 事業の目的

国民健康保険の被保険者の適正な資格管理を行う。

(2) 被保険者

職場の健康保険（健康保険組合や共済組合など）に加入している人や生活保護を受けている人等を除き、中野区内に住所を有する人は、必ず国民健康保険に加入しなければならない。

平成20年4月からは、後期高齢者医療制度の創設に伴って、75歳以上の人（65歳以上75歳未満で一定の障害があり申請して認定された人を含む。）は、後期高齢者医療制度に加入することとなった。

(3) 高齢受給者証制度

平成14年10月に、高齢受給者証制度が創設された。

70歳に達した月の翌月（誕生日が月の初日の場合はその月）からは、75歳に達して後期高齢者医療制度の適用を受けるまでの間、国民健康保険の「高齢受給者」として国民健康保険で医療を受ける。

この高齢受給者には、医療機関などで支払う医療費の一部負担金の負担割合（2割又は3割）の表示がある高齢受給者証が交付される。この負担割合は、住民税の課税標準額と収入により毎年定期的に判定し、高齢受給者証は、毎年8月1日に更新される。

一部負担金の負担割合は、次のとおりである。

一部負担金の割合	対象となる者
2割	① 対象者全員の住民税の課税標準額が145万円未満
	② 対象者全員の旧ただし書き所得の合計額が210万円以下
3割	①②以外

(4) 被保険者の推移 ※各年度末現在（外国人を含む。）

(単位：人)

年度	区の総数(翌年度4/1)		国保加入者		加入率		世帯構成		
	世帯(A)	人口(B)	世帯(C)	被保険者(D)	世帯(C/A)	被保険者(D/B)	区全体(B/A)	国保加入者(D/C)	
令和2年度	208,026	334,581	60,141	76,905	28.91%	22.99%	1.61	1.28	
令和3年度	207,107	332,432	57,668	73,517	27.84%	22.11%	1.61	1.27	
令和4年度	211,068	335,187	56,995	71,402	27.00%	21.30%	1.59	1.25	
対前年度比較	増減	3,961	2,755	-673	-2,115	-0.84%	-0.81%	-1.71%	-2.21%
	増減率	1.90%	0.82%	-1.12%	-2.75%	-2.91%	-3.54%	-1.06%	-1.72%

※数値は、四捨五入調整して整理しているため、増減率等の値が異なる場合がある。

2 保険料賦課

(1) 事業の目的

被保険者の負担能力に応じた適正な保険料を賦課することにより、国民健康保険事業の健全かつ安定的な運営を確保する。

(2) 事業の内容

保険料の賦課を行う。賦課額、料率等は、条例で定められている。

平成23年度から、所得割の賦課計算方式を、住民税方式から「旧ただし書き方式」に変更。

※「旧ただし書き方式」とは、退職所得を除く総所得金額等から住民税の基礎控除額（43万円）を差し引いた額に保険料率を乗じて算出する方法をいう。

(3) 計算方法 (金額単位：円)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
基礎分	均等割額	36,600	40,200	42,300
	所得割率	7.13%	7.58%	7.64%
	限度額	630,000	650,000	650,000
支援分	均等割額	12,000	12,300	14,400
	所得割率	2.41%	2.36%	2.65%
	限度額	190,000	200,000	220,000
介護分	均等割額	18,600	17,700	18,000
	所得割率	2.18%	2.17%	2.10%
	限度額	170,000	170,000	170,000

※均等割は加入者全員に賦課、所得割は加入世帯員全員の所得に応じて賦課

(4) 減額賦課

前年中の所得が一定の金額以下の世帯に対して、次のように均等割を減額して賦課する。
令和4年度より、未就学児については、当該減額後の均等割額をさらに5割減額する。

(単位：円)

区分	基準 (令和5年度)		令和3年度	令和4年度	令和5年度
7割減額	43万円 + 10万円 × (給与所得者等 ^{※1} の数 - 1)	基礎分	10,980	12,060	12,690
		支援分	3,600	3,690	4,320
		介護分	5,580	5,310	5,400
5割減額	43万円 + (29万円 × 加入者数 ^{※2}) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	基礎分	18,300	20,100	21,150
		支援分	6,000	6,150	7,200
		介護分	9,300	8,850	9,000
2割減額	43万円 + (53.5万円 × 加入者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	基礎分	29,280	32,160	33,840
		支援分	9,600	9,840	11,520
		介護分	14,880	14,160	14,400

※1 給与所得者等とは、給与収入が55万円超の方と、公的年金等の支給額が60万円超(65歳未満)又は110万円超(65歳以上)の方

※2 加入者数について

①国民健康保険の被保険者のほか、国保から後期高齢者医療制度に移行した方も人数に含める。
②減額基準日時点の加入者数で判定。基準日後に加入者が変動しても減額判定は変わらない。ただし、減額基準日後に世帯主に変更があった場合は、新世帯主により再度判定する。

実績(各年度5月末時点)

	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	世帯数(世帯)	人数(人)	世帯数(世帯)	人数(人)	世帯数(世帯)	人数(人)
7割減額	24,137	27,111	22,366	25,402	25,071	28,137
5割減額	6,187	8,879	5,930	8,568	5,530	7,952
2割減額	5,010	7,650	4,788	7,275	4,384	6,630
計	35,334	43,640	33,084	41,245	34,985	42,719
未就学児減額	—	—	—	—	1,479	1,819

(5) 保険料の減免

災害その他特別な事情により生活が著しく困難になった被保険者に対し、申請により保険料を減免することができる。

実績

	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)
減免	36	1,868,383	36	1,243,671	32	2,730,326

件数内訳

(単位：件)

失業	0	0	0
事業不振	0	0	0
病気	0	0	0
火災・水害	1	2	0
大震災	13	14	11
その他	22	20	21

新型コロナウイルスの影響による減免

	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)
減免実績	4,725	527,983,650	1,226	197,471,861	687	124,680,763

事業開始年月日	昭和34年12月					
事業担当	保険医療課 資格賦課係					
予算	款	1	国保運営費	項	1	国保運営費
	目	2	資格賦課費	事務事業	1	資格賦課
関係法規	国民健康保険法 中野区国民健康保険条例 地方自治法 所得税法 地方税法					
特記事項	国民健康保険事業特別会計					

(事業の概要)

1 事業の目的

- (1) 国民健康保険制度の安定的な運営基盤を維持するため、国民健康保険料の収納を確保する。
 (2) 加入者の資力に応じた国民健康保険料負担の公平性を実現する。

2 事業の内容

- (1) 国民健康保険料の納期内納付の推進
 (2) 国民健康保険料の滞納整理

3 事業の実施方法

(1) 納期内納付の推進

納付相談時や滞納処分を進める過程等において、納期内納付を推進する。滞納者に対し、原則として現年度分の納付方法は口座振替によることを説明し、口座振替登録を勧奨する。

(2) 滞納処分の実施

督促・催告を行っても国民健康保険料を納めず、滞納が続く場合、財産を調査し、資力がありながら納める意思が希薄な滞納者については、差押処分等を行うとともに納付指導を行う。

4 事業の実績

(1) 財産調査件数 (単位：件)

年 度	財産調査件数
令和2年度	4,297
令和3年度	9,084
令和4年度	11,842

(2) 滞納処分件数

(単位：件)

年 度	差 押					交付要求 (参加差押含)	合 計
	預金	生命保険	不動産	その他	小計		
令和2年度	31	1	0	5	37	28	65
令和3年度	218	13	0	0	231	29	260
令和4年度	532	38	1	1	572	30	602

事業開始年月日	昭和34年12月					
事業担当	保険医療課 滞納整理係					
予算	款	1	国保運営費	項	1	国保運営費
	目	3	保険料納付費	事務事業	1	保険料納付 滞納整理
関係法規	国民健康保険法 中野区国民健康保険条例 地方自治法 地方税法 国税徴収法					
特記事項	国民健康保険事業特別会計					

(事業の概要)

1 事業の目的

- (1) 国民健康保険料の適正な収納管理を行う。
- (2) 国民健康保険料の口座振替の方法による納付を推進し収入率の向上を図る。

2 事業の内容

- (1) 国民健康保険料の収納データ登録に係る処理
- (2) 国民健康保険料の過誤納金に係る処理（還付、充当）
- (3) 国民健康保険料の督促、催告に係る処理
- (4) 国民健康保険料の口座振替の方法による納付に係る処理及び勧奨

3 事業の実績

(1) 保険料収入状況

(単位：円)

現年分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
調定額	9,352,374,062	9,237,115,835	9,696,603,352
収入額	8,025,909,358	8,069,910,463	8,571,480,478
収入率	85.8%	87.4%	88.4%

(単位：円)

滞納繰越分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
調定額	2,737,015,380	2,764,057,682	2,310,245,698
収入額	440,102,689	434,264,199	403,178,153
収入率	16.1%	15.7%	17.5%

(2) コンビニエンスストアにおける収入状況

(単位：円)

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
現年	収入額	2,013,044,340	2,070,061,030	1,771,328,363
	対総収入額比	25.1%	25.7%	20.7%
滞納繰越	収入額	286,720,356	232,067,625	180,928,719
	対総収入額比	65.1%	53.4%	44.9%

(3) 口座振替加入率(各年度3月末現在)

(単位：件)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
国保加入世帯数	60,141	57,668	56,995
うち口座振替加入世帯数	25,876	26,075	25,689
口座振替加入率	43.0%	45.2%	45.1%

(4) 督促件数 (単位：件)

年度	督促件数
令和2年度	157,450
令和3年度	142,120
令和4年度	164,017

(5) 催告件数 (単位：件)

年度	催告件数
令和2年度	90,145
令和3年度	83,666
令和4年度	51,779

事業開始年月日						昭和34年12月					
事業担当						保険医療課 国保収納係					
予算	款	1	国保運営費			項	1	国保運営費			
	目	3	保険料納付費			事務事業	1	保険料納付 収納管理			
関係法規		国民健康保険法 中野区国民健康保険条例 地方自治法 地方税法 国税徴収法									
特記事項		国民健康保険事業特別会計									

(事業の概要)

1 事業の目的

国民健康保険加入者の誰もが公平に受けられる保険給付を行う。

2 事業の内容及び事業実績

(1) 療養諸費（療養給付費、療養費）

病気やケガをしたときに健康保険を扱う病院や診療所で治療を受けた場合、被保険者はその医療費の一部（一部負担金）を支払い、残りを国民健康保険が給付する（保険者負担分）。

また、旅行中の急病などで被保険者証が提示できず医療費の全額を支払った場合は、後日、保険者負担分を請求できる。

(事業実績)

(単位：件,千円)

区分 年度	療養給付費		療養費	
	件数	金額	件数	金額
令和2年度	1,005,378	16,112,437	37,537	270,406
令和3年度	1,070,857	17,301,598	40,134	278,336
令和4年度	1,073,124	16,458,914	40,020	272,847

(2) 高額療養費

医療費の負担を軽減するため、支払った医療費（一部負担金）が一定額（自己負担限度額）を超えた場合に支給する。

また、あらかじめ限度額適用認定証を医療機関に提示することで、医療機関窓口での支払いが自己負担限度額までとなる。平成24年4月から、入院だけでなく外来受診でも使用できるようになった。

なお、自己負担限度額は、所得区分と実際にかかった医療費に応じて変わる。

(事業実績)

(単位：件,千円)

年度	件数	金額
令和2年度	38,531	2,415,156
令和3年度	38,662	2,576,959
令和4年度	37,496	2,323,720

(3) 高額医療・高額介護合算療養費

世帯内で1年間（8月1日から翌年7月31日）の国民健康保険と介護保険の自己負担額の合計が、高額療養費等の支給を受けても自己負担限度額を超えた場合に高額医療・高額介護合算療養費を支給する。

また、70歳以上の個人で一般区分であった月の1年間の外来療養の自己負担額の合計が、一定額（144,000円）を超過した場合に高額療養費を給付する。

(事業実績)

(単位：件,千円)

区分 年度	高額介護合算療養費		高額療養費外来年間合算支給分	
	件数	金額	件数	金額
令和2年度	153	5,325	189	4,762
令和3年度	111	3,768	203	5,881
令和4年度	120	3,574	181	5,594

(4) 移送費の支給

病気やケガで移動が困難で、医師の指示により緊急かつやむを得ず病院を転院した場合、移送費用を請求できる。

(事業実績) (単位：件, 千円)

年度	件数	金額
令和2年度	5	121
令和3年度	2	81
令和4年度	0	0

(5) 出産育児一時金の支給

被保険者が出産したとき、1出生児につき、420,000円を支給する。

(事業実績) (単位：件, 千円)

年度	件数	金額
令和2年度	282	117,960
令和3年度	265	111,430
令和4年度	244	101,978

(6) 葬祭費の支給

被保険者が死亡したとき、葬祭を行った人に対して、70,000円を支給する。

(事業実績) (単位：件, 千円)

年度	件数	金額
令和2年度	310	21,700
令和3年度	320	22,400
令和4年度	291	20,370

(7) 結核・精神給付金

結核医療受給者で住民税が非課税の人は通院医療費の自己負担金（医療費の5%）、及び障害者自立支援法（精神通院）の適用を受けている非課税世帯の人は自己負担金（医療費の10%、限度額あり）を国民健康保険で負担する。

(事業実績) (単位：件, 千円)

年度	件数	金額
令和2年度	22,397	24,089
令和3年度	23,501	25,472
令和4年度	24,578	26,348

(8) 一部負担金の減免、徴収猶予

災害、その他特別な事情により生活が苦しくなり、一部負担金の支払いが困難な場合に、一定の基準により減額、免除及び徴収の猶予をすることができる。

(事業実績) (単位：件, 千円)

年度	区分	免 除			
		災害（東日本大震災含む）		その他	
		件数	金額	件数	金額
令和2年度		290	1,130	7	1,659
令和3年度		248	1,568	0	0
令和4年度		230	1,007	4	783

(9) 傷病手当金

新型コロナウイルス感染症に罹患したため、勤務ができず、給与の支払を受けることができなかった給与所得者に対し支給する。

(事業実績)

(単位：件, 千円)

年度	件数	金額
令和2年度	46	4,204
令和3年度	150	9,534
令和4年度	281	10,396

事業開始年月日		昭和34年12月				
事業担当		保険医療課 国保給付係				
予算	款	1	国保運営費	項	1	国保運営費
	目	4	適正給付費	事務事業	1	適正給付費
関係法規		国民健康保険法 中野区国民健康保険条例				
特記事項		国民健康保険事業特別会計				
予算	款	2	国保給付費	項	1	国保給付費
	目	1~7	療養諸費, 高額療養費, 移送費, 出産育児諸費, 葬祭諸費, 結核・精神医療給付費、傷病手当金	事務事業	1	療養諸費, 高額療養費, 移送費, 出産育児一時金, 葬祭費, 結核・精神医療給付金、傷病手当金
関係法規		国民健康保険法 中野区国民健康保険条例				
特記事項		国民健康保険事業特別会計				

(事業の概要)

1 事業の目的

国民年金法に基づき、国民年金に係る加入、免除、給付等の申請・届出を受理するとともに、国民年金の手続・内容等についてわかりやすい相談を行う。

2 被保険者の種別

- (1) 第1号被保険者…20歳以上60歳未満の自営業者、学生 等
- (2) 第2号被保険者…厚生年金保険の被保険者及び共済組合等の組合員
- (3) 第3号被保険者…第2号被保険者の被扶養配偶者で20歳以上60歳未満の人

3 国民年金事務の概要

- (1) 区の事務 ※第1号被保険者に係る届出、申請、請求等の受付

① 法定受託事務

ア 国民年金被保険者の資格に係る届出の受理に関すること

被保険者の資格取得・喪失、種別変更、付加保険料納付・辞退の申出 等

イ 国民年金保険料の免除に係る申請の受理に関すること

保険料免除・学生納付特例の申請、法定免除に係る免除事由該当・消滅届 等

ウ 国民年金の給付に係る申請の受理に関すること

第1号被保険者期間のみの老齢基礎年金の請求、障害基礎年金の請求、死亡一時金の請求 等

② 協力・連携事務

資格取得時の保険料の納付特例、口座振替・前納の促進、年金制度の周知、各種手続きに関する相談 等

(2) 国の事務

① 適用事務

適用促進事務（加入勧奨、職権適用等）、年金手帳発行、第3号被保険者に係る処理 等

② 保険料事務

国民年金保険料の徴収、納付記録管理、免除・猶予申請等の審査 等

③ 給付事務

裁定請求に基づく審査、年金証書の送付、年金の給付 等

4 事業実績

(単位：人)

年度	被保険者数	保険料免除・ 猶予被保険者 数	受給権者数	死亡一時金 受給者数	福祉年金 受給権者数	特別障害給付金 受給権者数
令和2年度	69,416	18,977	65,786	3	4	21(1)
令和3年度	69,255	19,904	65,660	6	4	20(0)
令和4年度	67,612	20,145	65,208	5	4	19(0)

※特別障害給付金受給権者数の（ ）は新規受付件数。

事業開始年月日	昭和34年11月					
事業担当	保険医療課 国民年金係					
予算	款	4	区民費	項	2	保険医療費
	目	1	保険医療費	事務事業	3	国民年金
関係法規	国民年金法 国民年金等事務費交付金等交付要綱 年金生活者支援給付金の支給に関する法律 年金生活者支援給付金支給業務市町村取扱事務交付金交付要綱					
特記事項						

(事業の概要)

1 事業の目的

被保険者が適切な医療を受けられるよう、後期高齢者医療制度を安定的に運営する。

2 制度発足の経緯

急速な少子高齢化の中で、老人医療費は年々増加傾向にあり、現役世代の負担と国・地方公共団体の財政負担もますます重くなってきている状況を踏まえ、国民皆保険を維持し、将来にわたり持続可能な医療保険制度とするため、平成20年4月から75歳以上の高齢者を対象に独立させた後期高齢者医療制度が創設された。

3 被保険者

被保険者は、生活保護受給者などの一部を除く以下の人である。

(1) 75歳以上の人

(2) 65歳以上75歳未満であって、一定の障害があり、広域連合に申請して認定を受けた人

被保険者数と自己負担割合の推移

(単位：人)

3月31日 現在	被保険者数	負担区分割合									障害認定 (再掲)
		3割負担			2割負担	1割負担					
		現役Ⅲ(再掲)	現役Ⅱ(再掲)	現役Ⅰ(再掲)		一般(再掲)	低Ⅱ(再掲)	低Ⅰ(再掲)			
令和2年度	34,449人	6,227人	1,390人	1,149人	3,688人		28,222人	15,148人	6,974人	6,100人	147人
令和3年度	34,931人	6,236人	1,380人	1,142人	3,714人		28,695人	15,298人	7,299人	6,098人	147人
令和4年度	35,941人	6,459人	1,598人	1,201人	3,660人	8,067人	21,415人	7,674人	7,604人	6,137人	136人

4 運営主体

(1) 運営主体

都道府県単位ごとに運営主体が設置される。東京都においては、東京都下の全区市町村が加入する東京都後期高齢者医療広域連合である。

(2) 広域連合と区市町村の役割分担

広域連合と区市町村は事務を分担して制度を運営している。

ア 広域連合の事務 被保険者の認定、保険料額の決定、医療の給付など

イ 区市町村の事務 給付申請や住所変更等の受付、保険証の引き渡し、保険料の徴収・納付相談など

5 財政

医療給付に充てられる財源は、公費、現役世代が負担する後期高齢者支援金（交付金）及び被保険者からの保険料が柱となっている。

(1) 公費負担等

後期高齢者医療制度の財源構成は、患者負担を除き、約5割は公費により負担される。公費負担は、国が全体の12分の4、都道府県が12分の1、区市町村12分の1となっている。また、約4割は現役世代が加入する医療保険からの後期高齢者支援金が充てられる。

(2) 保険料

上記(1)以外の部分は保険料によって賄われる。保険料は、所得割額と均等割額によって構成され、被保険者個人単位で算定・賦課される。保険料率等は、2年ごとに見直され、原則として東京都内で均一である。

① 賦課期日 4月1日

② 計算方法 (令和4・5年度)

所得割額 旧ただし書き所得×9.49%

均等割額 46,400円

限度額 660,000円

なお、低所得者及び被用者保険の被扶養者だった人には軽減措置がある。

6 一部負担金の割合（自己負担割合）

医療機関等で支払う医療費の一部負担金の割合は、一般の人が1割、現役並み所得者が3割で、前年の所得が確定した後、毎年8月1日に判定している。現役並み所得者とは、住民税課税標準額が145万円以上の人である。法改正により、令和4年10月1日からの自己負担の区分に、新たに2割が追加され、自己負担割合が1割の人のうち、一定以上所得のある人の自己負担割合は2割となる。

7 給付

広域連合が現物給付（医療サービスの提供等）及び現金給付（高額療養費、高額介護合算療養費の支給等）を行う。この他、区独自の事業として「入院時負担軽減支援金」制度がある。これは、世帯員全員が住民税非課税の人が医療保険適用の病院等に31日以上入院した場合に20,000円を支給するものである（年度1回）。

8 事業実績

(1) 保険料収入状況

年 度	現年度分			滞納繰越分		
	調定額(円)	収入額(円)	収入率	調定額(円)	収入額(円)	収入率
令和2年度	3,970,698,100	3,950,228,200	99.5%	63,144,800	25,563,500	40.5%
令和3年度	3,929,097,000	3,906,493,600	99.4%	55,391,800	21,858,700	39.5%
令和4年度	4,339,117,000	4,308,797,750	99.3%	53,322,200	19,501,000	36.6%

(2) 入院時負担軽減支援金 (単位：件、円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
給付件数	217	194	184	182	140	170
支給金額	4,340,000	3,880,000	3,680,000	3,640,000	2,800,000	3,400,000

(3) 広域連合負担金（保険制度運営のため広域連合に納める経費） (単位：円)

年 度	療養給付費	保険料	保険基盤安定	事務費	保険料軽減措置	合 計
令和2年度	2,120,026,979	3,955,772,300	478,592,033	102,643,821	225,904,942	6,882,940,075
令和3年度	2,092,162,118	3,910,393,600	483,466,182	98,386,135	229,289,558	6,813,697,593
令和4年度	2,288,685,622	4,327,955,300	521,904,685	96,755,663	237,929,821	7,473,231,091

(4) 新型コロナウイルス減免申請の受付

令和2年度相当分保険料 申請件数53件、承認件数48件、減免額5,703千円
 令和3年度（令和2年度相当分保険料含む） 申請件数23件、承認件数23件、減免額2,168千円
 令和4年度（令和3年度相当分保険料含む） 申請件数9件、承認件数9件、減免額1,562千円

事業開始年月日	平成20年4月					
事業担当	保険医療課 後期高齢者医療係					
予算	款	4	区民費	項	2	保険医療費
	目	1	保険医療費	事務事業	2	後期高齢者医療
関係法規	高齢者の医療の確保に関する法律、同施行令、同施行規則 東京都後期高齢者医療広域連合規約 東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例、同施行規則 中野区後期高齢者医療に関する条例、同施行規則 中野区後期高齢者入院時負担軽減事業実施要綱					
特記事項	一般会計（事務経費、給付費（区制度分））					
予算	款	1	広域連合納付金	項	1	広域連合納付金
	目	1	広域連合納付金	事務事業	1	広域連合納付金
関係法規	高齢者の医療の確保に関する法律、同施行令、同施行規則 東京都後期高齢者医療広域連合規約 東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例 中野区後期高齢者医療に関する条例					
特記事項	後期高齢者医療特別会計					

5 産業振興課

(課の概要)

産業振興課は、産業支援と商業支援の2つの施策で構成されている。

産業支援は、経営支援、就労支援、創業支援等を行っている。

また、商業支援は、地域経済活性化のため、魅力ある商店街づくりに向けた支援を行うとともに、経済交流や観光・体験交流によりなかの里・まち連携自治体との相互発展を図っている。

(各施策の内容)

1 産業支援

産業界、教育機関、行政、金融機関等と連携し、商工相談やセミナーの開催、融資あっせん等による経営支援、人材マッチング等の就労支援、創業支援等を行うことにより、区内産業の活性化を図る。

また、産業支援として、指定管理者による産業振興センターの運営や、勤労者サービスセンターの運営支援を行っている。

2 商業支援

(1) 商店街によるにぎわいづくりのイベント事業や商店街の施設整備などの活性化事業に加え、地域一帯のにぎわいを創出するため、商店街と地域団体が連携して行う新たな取組みである地域連携型商店街事業に対して各種補助を行うことにより、区内商店街の振興を支援し、中小企業の持続的・安定的な経営及び地域経済の活性化を図る。

(2) 商店街振興施策として、商店街全体で推進するキャッシュレス化への取り組みに対し、都の支援事業等に区が上乗せして補助することで導入を支援する。

(3) 連携自治体（福島県喜多方市、茨城県常陸太田市、群馬県みなかみ町、千葉県館山市、山梨県甲州市）と経済交流、観光・体験交流等を通じ、里（地方）とまち（中野区）が、お互いの強みを生かし弱みを補うことで、ともに豊かで持続可能な地域社会をつくる。

(物価高騰に対応する経済支援対策事業)

1 産業支援

物価高騰により業況の悪化している事業者の経営安定化を支援するため、融資あっせん・利子補給の拡充を行う。

2 商業支援

物価高騰の影響を受けた区民及び経営継続に苦慮する区内事業者の負担軽減を図るとともに、区内商店街を中心とした中小店舗・個店で新しい生活様式に対応した非接触型キャッシュレス決済を普及させるため、中野区キャッシュレス決済ポイント還元事業を実施する。

(事業の概要)

1 事業の目的

- (1) 課内各係が抱える課題や、緊急経済対策事業等を適切に執行できるよう、課内の運営支援と調整を行う。
- (2) 新区役所移転へ向けて、紙文書削減のための環境整備や事務処理の改善等、課内のペーパーレス化を主導する。

2 事業の内容

- (1) 課内の文書事務、各種調査回答等の庶務事務
- (2) 課内の収入、支出及び物品管理に関する事務
- (3) 農地事務（農地制度関連事務手続き、農地台帳管理、国有農地管理事務等）
- (4) 新区役所移転へ向けて、課内のペーパーレス化の推進

3 事業の実績

農地事務取扱件数

(単位：件)

年 度	農地法第4条転用届	農地法第5条転用届	転用照会(法務局)	その他証明
令和2年度	12	11	5	6
令和3年度	2	11	9	6
令和4年度	7	6	3	0

事業開始年月日						
事業担当		産業振興課 管理係				
予算	款	4	区民費	項	3	産業振興費
	目	1	産業振興費	事務事業	2	産業総務
関係法規		農地法				
特記事項						

(事業の概要)

1 事業の目的

区内産業の活性化を図るため、創業支援、中小企業支援、産業経済融資のあっ旋や経営相談を行う。また就労意欲のある若者、女性、高齢者等が、それぞれの能力やライフスタイルに応じた仕事に就けるようにするための就労支援事業等を行う。

2 事業の内容

(1) 経営支援・創業支援

- ① 認定特定創業支援等事業
- ② 産業経済融資あっ旋・利子補給
- ③ 小規模事業者経営改善資金（マル経融資）利子補給
- ④ ビジネスフェア出展補助
- ⑤ 商工相談（経営・創業）

(2) アニメコンテンツ等を活用した地域ブランディング事業

中野区、杉並区、豊島区、東京商工会議所各支部での連携事業

(3) 雇用創出支援

就職相談・面接会、セミナー等の開催

(4) 勤労者サービスセンター運営補助

(5) 産業振興センターの管理運営に関する事務

(6) 伝統工芸活動支援

(7) 新型コロナウイルス感染症、物価高騰に係る経済支援対策事業

産業経済融資における新型コロナウイルス感染症、物価高騰対策緊急応援優遇

3 事業の実績

(1) 重点産業PR事業 特別出展事業者数

(単位：件)

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
24	18	19	16

(2) 認定特定創業支援等事業 証明書交付件数

(単位：件)

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
14	36	18	72

(3) アニメコンテンツ等を活用した地域ブランディング事業

① イベント参加者数

令和4年度
742人

② 動画配信視聴回数

令和3年度	令和4年度
41,392回	267,959回

(4) 産業経済融資あっ旋件数

(単位：件)

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
544	1,192	670	597

(5) マル経融資利子補給 交付件数

(単位：件)

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
488	432	287	265

(6) 就職相談・面接会への参加事業者数

(単位：者)

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
86	39	36	75

(7) 新型コロナウイルス感染症及び物価高騰に係る経済支援対策事業

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が減少した事業者に対する支援策として、産業経済融資に優遇措置を設け、本人負担率を無利子とする利子補給を令和2年度より実施している。また、物価高騰に影響を受けた事業者に対する支援策として、本人負担率を無利子とする利子補給を令和4年度より実施している。

産業経済融資における新型コロナウイルス・物価高騰緊急応援優遇あつ旋件数 ※(4)の内数

① 新型コロナウイルス優遇

(単位：件)

令和3年度	令和4年度
367	125

② 物価高騰優遇

(単位：件)

令和4年度
10

事業開始年月日						
事業担当		産業振興課 産業係				
予算	款	4	区民費	項	3	産業振興費
	目	1	産業振興費	事務事業	3	産業
関係法規		中野区産業振興センター条例 中野区産業振興センター条例施行規則 中野区産業振興センター運営要綱 中野区産業振興センター施設等目的外使用運営要綱 中野区産業経済融資規則 中野区小規模事業者経営改善資金利子補給金交付要綱 中野区勤労者サービスセンターに対する補助金の交付に関する規則 中野区伝統工芸振興事業助成金交付要綱 中野区認定特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明事務取扱要綱				
特記事項						

(事業の概要)**1 事業の目的****(1) 商業振興**

商店街が区民の消費活動の向上を支えるとともに、地域コミュニティの核としての役割を担う重要性に鑑み、広く区内商店街の振興を図り、もって中小商業の経営の安定及び発展並びに地域経済の活性化に寄与する。

(2) なかの里・まち連携（事業）

地方の都市と大都市（中野区）の両者が、お互いの強みを生かして弱みを補うことによって課題の解決を目指し、豊かで持続可能な地域社会をつくるため、これまでの自治体間交流の枠を越え、民間活力を利用したさまざまな連携事業を行う。

(3) 物価高騰に対応する経済支援対策事業

物価高騰の影響を受けた区民及び区内事業者の負担軽減を図るとともに、区内商店街を中心とした中小店舗・個店でのキャッシュレス決済の普及を目的として、複数支払いによるキャッシュレス決済ポイント還元事業を実施する。

2 事業の内容**(1) 地域商業の振興**

- ① 区内商店街及び区内商店街と地域団体等が連携した実行委員会が実施するイベント事業及び活性化事業への支援（補助金の支出等）

「商店街チャレンジ戦略支援事業」「地域連携型商店街事業」「（都）政策課題対応型商店街事業への上乘せ補助（多言語対応事業の一部）」「商店街地域力向上事業」

- ② 都及び国による商店街向け単独補助事業の調整

- ③ 商店街街路灯の電灯料への助成、商店街街路灯修繕助成

- ④ 商店街ふれあい広場の運営、維持管理（川島商店街ふれあい広場、野方商店街ふれあい広場）

(2) 商店街組織基盤の強化

中野区商店街連合会が、加盟商店会（現在61商店会）の組織基盤の安定及び強化を図るために実施する個店・スタートアップ支援事業を含む各事業に対し、必要な補助金を交付する。

(3) 商店街振興組合決算分析

商店街振興組合法にもとづき提出される決算関係書類の審査を行う。

(4) 特定小売店舗等の立地に関する事務

店舗面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以下の小売店舗の新設又は変更に係る調整、及び都が行う大規模小売店舗立地法に係る区内意見調整を行う。

(5) 中野にぎわいフェスタの開催支援

第13回目の開催となる中野にぎわいフェスタ（実行委員会）に対し、補助金の拠出、区施設の利用の調整、区報や区公式ホームページを活用した広報PRなどの支援を行う。

(6) 商店街街路灯撤去等事業

老朽化により倒壊等の恐れがある商店街街路灯について、解散等の理由により自ら維持管理することが困難な場合、区が撤去、新設することで、通行者の安全確保を図る。

(7) 商店街キャッシュレス普及キャンペーン事業

区商連が主体となり区内商店街全体としてキャッシュレス決済化を推進する事業に対し、都の支援事業に区が上乘せして補助する。

(8) なかの里・まち連携事業（主に連携強化事業、経済交流事業及び観光・体験交流事業）**① 連携強化**

ア 連携自治体担当者連絡会開催等、連携自治体との連絡調整

イ 区公式ホームページや区役所観光コーナー等での連携自治体情報の発信

② 経済交流

ア 全連携自治体合同物産展（全3回）

イ 区内事業者と連携自治体生産者等を対象とした事業者交流会（合同物産展と同時開催）

ウ 区役所食堂（中野満点食堂）特別メニューによる新米フェア 等

③ 観光・体験交流

- ア 連携自治体が実施する観光・体験交流モデル事業の調整、広報
- イ 区内地域団体等が連携自治体にて実施する体験交流の調整、支援
- ウ 連携自治体が区内で実施する観光PRイベント等の調整、広報 等

(9) 中野区キャッシュレス決済ポイント還元事業

物価高騰対策及びキャッシュレス決済普及を目的として、キャッシュレス決済によるポイント還元事業を行う。

3 事業の実績

(1) 地域経済活性化につながる商店街の取組むイベント・活性化事業数

(単位：件)

年 度	イベント事業数 (商店街数)	活性化事業数 (商店街数)	合 計
令和2年度	23 (17)	9 (7)	32
令和3年度	38 (25)	8 (8)	46
令和4年度	46 (26)	4 (4)	50

(2) 中野区商店街連合会への加入店舗数

(単位：商店街、店)

年 度	区商連加盟商店街数	年度未会員数	備 考
令和2年度	63	2,015	区が商店街認定していない中野区インターネット商店会を含む
令和3年度	61	1,944	
令和4年度	61	1,921	

(3) なかの里・まち連携事業における交流事業数

(単位：件)

年 度	経済交流事業	観光・体験交流事業	その他交流事業	合 計
令和2年度	3	6	5	14
令和3年度	6	5	4	15
令和4年度	11	15	10	36

(4) 新型コロナウイルス感染症に係る経済支援対策事業（令和4年度実施分）

- ① 中野区プレミアム付商品券事業(令和5年度に一部業務を繰越[換金等])
- ② 商店街キャッシュレス化導入支援事業
- ③ 中野区生活応援事業（キャッシュレス決済によるポイント還元事業）

事業開始年月日	商店街チャレンジ戦略支援事業等 2003年度～				なかの里・まち連携事業 2009年度～			
事業担当	産業振興課 商業係							
予算	款	4	区民費	項	3	産業振興費		
	目	1	産業振興費	事務事業	4	商業		
関係法規	商店街振興組合法、中野区商店街の活性化に係る事業者の相互協力等に関する条例 中野区立商店街ふれあい広場条例、同施行規則、同運営委員会設置要綱 中野区商店街チャレンジ戦略支援事業費補助金交付要綱、その他関連要綱 中野区商店街街路灯撤去事業実施要綱、中野区商店街街路灯等の残置灯修繕助成金交付要綱 中野区商店街街路灯等の残置灯助成規則、中野区商店街連合会事業補助金交付要綱 中野区起創展街中野にぎわいフェスタ運営費補助金交付要綱							
特記事項								

6 文化振興・多文化共生推進課

(課の概要)

文化振興・多文化共生推進課は、文化振興・多文化共生推進、文化財、シティプロモーションを所管している。

文化振興・多文化共生推進は、文化・芸術の振興、文化施設の管理運営、生涯学習の機会充実などの取組や多文化共生社会の推進、国際交流協会の支援を行っている。文化財は、文化財の活用、保護に加え、歴史民俗資料館の管理運営を行っている。シティプロモーションは、区民や事業者との協働によるシティプロモーション事業や観光情報の発信、ふるさと納税事業などを行っている。

1 各施策の内容

(1) 文化振興・多文化共生推進

- ① 令和5年3月に策定した「中野区文化芸術振興基本方針」に基づき、区の文化・芸術の振興を行うほか、区民の文化活動拠点であるもみじ山文化センター（なかのZERO）や野方区民ホール、なかの芸能小劇場といった文化施設の管理運営を行っている。また、区民の生涯学習活動を支援するため、生涯学習スポーツ情報紙「ないせす」による生涯学習情報の発信等を行っている。
- ② 令和5年3月に策定した「中野区多文化共生推進基本方針」に基づき、多言語及びやさしい日本語での情報提供や相談対応などの多文化共生の取組を推進している。また、中野区国際交流協会に対し管理運営経費の一部を助成するとともに、連携して外国人支援や国際交流事業等を実施している。

(2) 文化財

- ① 既存の文化財の調査研究や保護活動、区民への普及活動を行っている。また、国や都により指定されている埋蔵文化財包蔵地の管理も行っている。
- ② 歴史民俗資料館の管理運営を行い、区の歴史、民俗等に関する資料及び考古資料の収集・展示、各種講座を実施している。

(3) シティプロモーション

- ① 事業者や区民との協働による中野を元気にする活動のPRや壁画アートによる文化芸術の発信を行うほか、「中野大好きナカノさん」による中野の日常の発信や区民や団体によるシティプロモーション事業への助成を行っている。
- ② 区民による公募の「ナカノ観光レポーター」による中野の見どころの発信、多言語版観光情報冊子「びじっと中野」の発行、多言語観光ポータルサイト「Guidoor」中野区ページの運用を通じた観光情報の発信やふるさと納税事業などを行っている。

(事業の概要)**1 事業の目的**

- (1) 区民一人ひとりが身近に文化・芸術に親しみ、表現できる環境のなかで、創造性や心のゆとり、楽しみが生まれ、心豊かな暮らしが実現されるよう、区における文化・芸術を振興する。また、学習機会を通じて誰もがいきいきと地域社会で暮らすことができるよう、区内の生涯学習情報を広く発信する。
- (2) 区民が国籍や文化、言語などにとらわれず誰もが安心して暮らすことができ、互いに認め合いながら地域の一員として活躍できるまちが実現されるよう、区における多文化共生の推進や海外友好都市・諸外国との交流を契機とした国際理解の機運を醸成する。

2 事業の内容**(1) 文化事業振興****① 文化・芸術の振興**

- ア 「中野区文化芸術振興基本方針」を令和5年3月に策定し、区の文化・芸術振興につながる取組の方向性を示した。
- イ 区民が身近に気軽に文化・芸術に親しみ、つながりが生まれる機会を創出するため、もみじ山文化センター（なかのZERO）本館にアトリエZEROをオープンした。
- ウ 次世代育成に資する文化・芸術の鑑賞・体験機会の充実策として、子どもの豊かな心の形成に資する文化・芸術の鑑賞・体験機会を提供する事業及び子どもの文化・芸術活動に対する施設利用料の減額や子どもの文化・芸術振興のための基金を検討を行う。

② 文化施設の調整

もみじ山文化センター（なかのZERO）、野方区民ホール、なかの芸能小劇場の3施設について、平成18年4月から指定管理者による管理・運営を行うとともに、多くの区民が気軽に文化・芸術活動や学習活動に参加できるよう、環境を整備している。

③ 生涯学習情報の発信

中野区や関係機関が実施する生涯学習やスポーツイベント情報等を掲載した生涯学習スポーツ情報紙「ないせす」（月刊、10万部/月）及び「生涯学習&スポーツガイドブック」（年刊、2,000部）により情報発信を行っている。また、インターネットサイト「なかの学び場ステーション」及びもみじ山文化センター（なかのZERO）本館1階の「生涯学習活動支援コーナー」において、区内で活動する団体や指導者情報を紹介している。

(2) 国際化推進**① 多文化共生の推進**

- ア 「中野区多文化共生推進基本方針」を令和5年3月に策定し、区が多文化共生推進につながる取組の方向性を示した。
- イ 在住外国人と意思疎通を円滑に行うため、AI多言語通訳システムが搭載された通訳タブレットを運用している（59台配備、三者間通訳サービス13言語、音声機械通訳サービス30言語）。
- ウ 外国人等が円滑な区民生活を送れるように、日本生活文化や習慣、行政手続き、ごみ処理等の行政ルールをまとめた「外国人のためのなかの生活ガイドブック」を区立施設等において無料で配布している（年刊、A4版、2,000部発行、4カ国語併記）。また、外国人向け相談会を実施している。
- エ 職員の多文化共生への理解度向上や窓口対応、広報誌作成等においてやさしい日本語の活用を促すため、多文化共生研修及びやさしい日本語研修を実施している。
- オ 区内におけるやさしい日本語の普及啓発のため、区民向けにやさしい日本語ガイドラインを策定する。

② 中野区国際交流協会を通じた語学学習・国際交流事業

中野区国際交流協会に対し管理運営経費（人件費、事業費等）の一部を助成する。中野区国際交流協会が実施する主な事業：日本語講座、区民交流事業の実施等

③ 友好都市、姉妹都市、諸外国との交流**ア 北京市西城区との交流****イ ソウル特別市陽川区との交流****ウ ニュージーランド・ウェリントン友好子ども交流（中野区国際交流協会委託事業）**

3 事業の実績

(1) 文化事業振興

① 社会教育訪問学級受講者数

(単位：人)

令和2年度	令和3年度	令和4年度
—	3	4

※ 令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止

② 文化施設利用実績

(単位：件、人)

施設名	令和3年度		令和4年度		
	利用件数	利用人数	利用件数	利用人数	
もみじ山文化センター (なかのZERO)	大ホール	664	190,358	823	427,090
	小ホール	478	62,237	786	154,138
	リハーサル室	703	13,802	780	23,890
	多目的練習室	619	6,514	695	9,453
	展示ギャラリー	239	4,162	205	3,997
	音楽練習室	2,145	5,095	2,727	6,369
	視聴覚ホール	478	11,688	644	20,497
	西館学習室	4,137	50,680	5,959	109,947
	プラネタリウム	313	12,083	380	17,003
	美術ギャラリー	295	5,284	439	26,439
計	10,071	361,903	13,438	798,823	
野方区民ホール	611	38,263	432	30,349	
なかの芸能小劇場	619	35,358	562	35,491	
合計	11,301	435,524	14,432	864,663	

(2) 国際化推進

① AI多言語通訳システム利用実績

(単位：件)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
機械通訳	923	1,428	2,738
三者間通訳	145	215	318

事業開始年月日							
事業担当		文化振興・多文化共生推進課			文化振興・多文化共生推進係		
予算	款	4	区民費		項	4	文化振興・多文化共生推進費
	目	1	文化振興・多文化共生推進費		事務事業	2	文化振興・多文化共生推進
関係法規		文化芸術基本法 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律 社会教育法 日本語教育推進法 中野区もみじ山文化の森施設条例 中野区区民ホール及び芸能小劇場条例 中野区もみじ山文化センターの管理及び運営に関する規則 中野区区民ホール及び芸能小劇場条例施行規則 中野区国際交流協会に対する補助金の交付に関する規則 中野区もみじ山文化センター並びに中野区野方区民ホール及びなかの芸能小劇場の管理運営に関する要綱 中野区生涯学習情報紙発行要綱 中野区生涯学習広報連絡会議設置要綱 中野区社会教育訪問学級実施要綱 中野区社会教育事業に関する講師謝礼支払基準					
特記事項							

(事業の概要)

1 事業の目的

区の歴史民俗に関わる文化財を大切に保存し、区民に伝える。
多くの区民に伝統文化や文化財の存在を知ってもらうことで、地域に対する愛着を深める。

2 事業の内容・実績

(1) 文化財関連事業

① 埋蔵文化財の保護

区内の埋蔵文化財包蔵地として周知・指定されている地域（約100か所）で、土木・建築工事を行う場合に、発掘調査等を実施している。

項目別調査実績 (単位：件)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
包蔵地照会	1,192	1,243	1,288
発掘届受理	59	30	51
立会調査	46	18	23
試掘調査	11	7	18
本調査	0	0	3

② 文化財※1の調査研究および保護活動

ア 調査研究結果の報告書刊行（「山崎家文書」、「中野区の仏教美術」等）

イ 区有文化財の保存活用の検討

（旧中野刑務所正門移築・修復工事に係る基本設計・実施設計業務委託等）

ウ 区指定文化財等への補助（鷲宮囃子）

エ 都指定文化財等への随伴補助（江古田獅子舞）

オ 文化財保護審議会の開催

区内にある文化財の保護及び適正な活用に関する重要事項について調査・審議し、教育委員会に答申又は意見を述べる機関である文化財保護審議会を年数回開催している。

カ 文化財表示板の設置等

文化財表示板（56か所）及び区内史跡めぐり道標（25か所）の設置、区所有の美術工芸品・文化財（100点）の文化庁文化遺産オンラインへの掲載を行っている。

※1…区内登録文化財・指定文化財は別表のとおり

(2) 歴史民俗資料館管理運営

歴史民俗資料館は、区の歴史、民俗等に関する資料及び考古資料の収集・展示、各種講座の実施等を通じて、区民の教養の向上及び学術・文化の発展に寄与することを目的として、名誉都民であった故山崎喜作氏・同夫人千枝氏から寄贈された土地に建設し、平成元年10月に開館した。敷地面積2,902㎡、資料館部分と茶室・書院（天保12年建立）・庭園から成っている。資料館の施設規模は、鉄筋コンクリート造地下1階地上2階建、延床面積2,326㎡、展示室面積504㎡、収蔵庫面積533㎡である。

常設展示室では、武蔵野における中野の風土と人びとのくらしをテーマに中野の歴史をわかりやすく展示している。特別展示室では、所蔵品を季節ごとに展示。企画展示室では、年数回の企画展を実施している。

日常管理及び各種事業について業務委託により運営している。

令和元年9月1日～令和2年3月末、常設展示等の再整備のための一時閉館を経て、令和2年4月にリニューアルオープンした。

利用実績

(単位：日、人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
開館日数	247	265	294
入館者数	22,776	25,962	25,846
小学校社会科学習 見学者数※2	1,248	1,252	1,601

※2…小学校社会科学習見学者数は入館者数の内数

事業開始年月日		昭和56年4月1日（中野区文化財保護条例の施行日）					
事業担当		文化振興・多文化共生推進課 文化財係					
予算	款	4	区民費	項	4	文化振興・多文化共生推進費	
	目	1	文化振興・多文化共生推進費	事務事業	3	文化財	
関係法規		文化財保護法 東京都文化財保護条例 中野区文化財保護条例 中野区文化財保護条例施行規則 中野区立歴史民俗資料館条例 中野区立歴史民俗資料館条例施行規則 中野区立歴史民俗資料館処務規程 中野区立歴史民俗資料館運営協議会設置要綱 中野区立歴史民俗資料館有料刊行物取扱要綱 中野区立歴史民俗資料館研修室運営要綱 中野区立歴史民俗資料館展示室運営要綱					
特記事項							

中野区内登録文化財・指定文化財一覧

番号	名称	区分	所在地	管理者
1	鷺宮囃子	登録無形民俗文化財	白鷺1-31-5	鷺宮囃子保存会
2	哲学堂建造物6棟	指定有形文化財	松が丘1-34 哲学堂公園	中野区
3	哲学堂建造物4棟	指定有形文化財	松が丘1-34 哲学堂公園	中野区
4	清谷寺の十三仏板碑	指定有形文化財	沼袋3-21-7	清谷寺
5	堀江家伝来の朱印状	指定有形文化財	中央2-33-3	宝仙寺
6	醤油屋のしいの木	指定記念物	江古田4-3-4	歴史民俗資料館
7	山荘の碑	登録有形文化財	大和町4-37-15	蓮華寺
8	井上円了の墓	登録有形文化財	江古田1-6-4	蓮華寺
9	吉良家四代の墓	登録有形文化財	上高田4-14-1	萬昌院功運寺
10	深野家文書	指定有形文化財	江古田1-20-15	深野家
11	堀野家文書	指定有形文化財	江原町2-24-22	堀野家
12	沼袋氷川神社の絵馬	指定有形民俗文化財	沼袋1-31-4	沼袋氷川神社
13	多田神社の大絵馬	指定有形民俗文化財	南台3-43-1	多田神社
14	地蔵	登録有形文化財	新井5-3-5	梅照院
15	地蔵	登録有形文化財	中央3-33-3	慈眼寺
16	地蔵	登録有形文化財	中央3-33-3	慈眼寺
17	地蔵	登録有形文化財	本町2-26-6	成願寺
18	地蔵	登録有形文化財	沼袋4-1-1	実相院
19	地蔵	登録有形文化財	野方2-14野方第二公園西	矢島家
20	地蔵	登録有形文化財	沼袋3-21-7	清谷寺
21	地蔵	登録有形文化財	新井5-3-5	梅照院
22	地蔵	登録有形文化財	上高田5-21-5	東光寺
23	地蔵	登録有形文化財	上鷺宮1-2	篠家
24	地蔵	登録有形文化財	弥生町4-12-1	正蔵院
25	地蔵	登録有形文化財	白鷺2-48 交通厄除地蔵	福蔵院
26	六地蔵	登録有形文化財	江古田3-9-15	東福寺
27	六地蔵	登録有形文化財	沼袋3-21-7	清谷寺
28	六地蔵	登録有形文化財	弥生町4-12-1	正蔵院
29	六地蔵	登録有形文化財	沼袋4-1-1	実相院
30	庚申塔	登録有形文化財	上高田5-21-5	東光寺
31	庚申塔	登録有形文化財	新井5-3-5	梅照院
32	庚申塔	登録有形文化財	沼袋2-28-2	禅定院
33	庚申塔	登録有形文化財	江古田3-9-15	東福寺
34	庚申塔	登録有形文化財	東中野1-11-1	東中野氷川神社
35	庚申塔	登録有形文化財	沼袋4-1-1	実相院
36	庚申塔	登録有形文化財	江原町3-12-5江原観音堂	東福寺
37	庚申塔	登録有形文化財	弥生町4-12-1	正蔵院
38	庚申塔	登録有形文化財	白鷺1-31-5	福蔵院
39	庚申塔	登録有形文化財	沼袋3-21-7	清谷寺
40	庚申塔	登録有形文化財	野方2-14野方第二公園西	矢島家
41	庚申塔	登録有形文化財	本町3-12-9	福寿院
42	庚申塔	登録有形文化財	弥生町4-12-1	正蔵院

番号	名称	区分	所在地	管理者
43	庚申塔	登録有形文化財	中央3-33-3	慈眼寺
44	庚申塔	登録有形文化財	中央3-33-3	慈眼寺
45	庚申塔	登録有形文化財	中野5-8-1	打越北野神社
46	庚申塔	登録有形文化財	大和町2-30-3	大和町八幡神社
47	庚申塔	登録有形文化財	中央3-33-3	慈眼寺
48	庚申塔	登録有形文化財	沼袋4-1-1	実相院
49	庚申塔	登録有形文化財	沼袋4-1-1	実相院
50	庚申塔	登録有形文化財	中野5-8-1	打越北野神社
51	庚申塔	登録有形文化財	中央3-33-3	慈眼寺
52	庚申塔	登録有形文化財	沼袋4-33	山崎家
53	庚申塔	登録有形文化財	沼袋4-1-1	実相院
54	庚申塔	登録有形文化財	沼袋4-1-1	実相院
55	庚申塔	登録有形文化財	中央3-33-3	慈眼寺
56	板碑	登録有形文化財	江古田4-3-4	歴史民俗資料館
57	板碑	登録有形文化財	江古田4-3-4	歴史民俗資料館
58	板碑	登録有形文化財	江古田4-3-4	歴史民俗資料館
59	板碑	登録有形文化財	江古田4-3-4	歴史民俗資料館
60	板碑	登録有形文化財	江古田4-3-4	歴史民俗資料館
61	河竹黙阿弥 墓石	登録有形文化財	上高田1-2-7	源通寺
62	朱楽菅公 墓石	登録有形文化財	上高田1-2-3	青原寺
63	笠森お仙 墓石	登録有形文化財	上高田1-1-10	正見寺
64	水野重郎左衛門 墓石	登録有形文化財	上高田4-14-1	萬昌院功運寺
65	歌川豊国 墓石	登録有形文化財	上高田4-14-1	萬昌院功運寺
66	板倉重昌 墓石	登録有形文化財	上高田4-13-1	宝泉寺
67	新見正興 墓石	登録有形文化財	上高田4-10-1	願正寺
68	本堂再建供養塔	登録有形文化財	新井5-3-5	梅照院
69	成趣園の碑	登録有形文化財	中央1-17-3	高歩院
70	中野公園の記	登録有形文化財	東中野1-11-1	東中野氷川神社
71	本郷道改修記念碑	登録有形文化財	本町4-10-3	本郷氷川神社
72	鍋屋勘右衛門寄進鳥居	登録有形文化財	東中野1-11-1	東中野氷川神社
73	覚順の敷石記念碑	登録有形文化財	東中野1-11-1	東中野氷川神社
74	弘法大師像	指定有形文化財	沼袋2-33-4	密蔵院
75	川庵宗鼎像	指定有形文化財	本町2-26-6	成願寺
76	親鸞聖人像	指定有形文化財	上高田1-2-7	源通寺
77	聖徳太子像	指定有形文化財	上高田1-2-7	源通寺
78	浄土七祖像	指定有形文化財	上高田1-2-7	源通寺
79	阿弥陀如来立像	指定有形文化財	沼袋2-19-28	貞源寺
80	釈迦如来坐像	指定有形文化財	本町2-26-6	成願寺
81	千手観音菩薩立像	指定有形文化財	上高田5-18-3	光徳院
82	十一面観音菩薩立像	指定有形文化財	白鷺1-31-5	福蔵院
83	難陀龍王立像	指定有形文化財	白鷺1-31-5	福蔵院
84	雨宝童子立像	指定有形文化財	白鷺1-31-5	福蔵院

番号	名称	区分	所在地	管理者
85	鳥居	指定有形文化財	白鷺1-31-10	鷺宮八幡神社
86	狛犬(一对)	指定有形文化財	東中野1-11-1	東中野氷川神社
87	燈籠(一对)	指定有形文化財	沼袋1-31-4	沼袋氷川神社
88	手洗鉢	指定有形文化財	東中野1-11-1	東中野氷川神社
89	手洗鉢	指定有形文化財	大和町2-30-3	大和町八幡神社
90	如意輪観音講塔	指定有形文化財	中野5-8-1	打越北野神社
91	石橋供養塔	指定有形文化財	東中野1-11-1	東中野氷川神社
92	力石(5個)	指定有形文化財	東中野1-11-1	東中野氷川神社
93	力石(7個)	指定有形文化財	沼袋1-31-4	沼袋氷川神社
94	力石(13個)	指定有形文化財	白鷺1-31-10	鷺宮八幡神社
95	力石(12個)	指定有形文化財	新井4-14-3	新井北野神社
96	力石(3個)	指定有形文化財	江古田3-13-6	江古田氷川神社
97	神楽殿	指定有形文化財	江古田3-13-6	江古田氷川神社
98	五輪塔	指定有形文化財	中央2-33-3	宝仙寺
99	縄文土器(勝坂式)	指定有形文化財	江古田4-3-4	歴史民俗資料館
100	縄文土器(加曾利E式)①	指定有形文化財	江古田4-3-4	歴史民俗資料館
101	縄文土器(加曾利E式)②	指定有形文化財	江古田4-3-4	歴史民俗資料館
102	縄文土器(加曾利E式)③	指定有形文化財	江古田4-3-4	歴史民俗資料館
103	縄文土器(加曾利E式)④	指定有形文化財	江古田4-3-4	歴史民俗資料館
104	縄文土器(興津式)	指定有形文化財	江古田4-3-4	歴史民俗資料館
105	弥生土器(高坏)	指定有形文化財	江古田4-3-4	歴史民俗資料館
106	北江古田遺跡31号土坑出土遺物(曾利式)	指定有形文化財	江古田4-3-4	歴史民俗資料館
107	北江古田遺跡31号土坑出土遺物(加曾利E式)①	指定有形文化財	江古田4-3-4	歴史民俗資料館
108	北江古田遺跡31号土坑出土遺物(加曾利E式)②	指定有形文化財	江古田4-3-4	歴史民俗資料館
109	北江古田遺跡漆塗り耳飾	指定有形文化財	江古田4-3-4	歴史民俗資料館
110	北江古田遺跡木胎漆器	指定有形文化財	江古田4-3-4	歴史民俗資料館
111	山崎家資料(絵画13点)	登録有形文化財	江古田4-3-4	歴史民俗資料館
112	堀江家資料(絵画7点)	登録有形文化財	江古田4-3-4	歴史民俗資料館
113	萬垢離木太刀	指定有形民俗文化財	江古田4-3-4	歴史民俗資料館
114	大河原家文書(107点)	指定有形文化財	江古田4-3-4	歴史民俗資料館
115	山崎家旧蔵祐天寺関係資料(3点)	指定有形文化財	江古田4-3-4	歴史民俗資料館
116	小谷津家文書(12点)	指定有形文化財	江古田4-3-4	歴史民俗資料館
117	江古田獅子舞巡行絵巻	指定有形文化財	江古田4-3-4	歴史民俗資料館
118	裁縫ひな形ほか関連資料(33点)	指定有形民俗文化財	江古田4-3-4	歴史民俗資料館
119	山崎家おひなさま一式	指定有形文化財	江古田4-3-4	歴史民俗資料館
120	刊本 そよふく風(9点)	登録有形文化財	江古田4-3-4	歴史民俗資料館
121	旧豊多摩監獄表門	指定有形文化財	新井3-37	中野区

【参考】

東京都指定文化財一覧

番号	名称	区分	所在地	管理者
1	新井白石墓	東京都指定旧跡	上高田1-2-9	高德寺
2	鈴木九郎長者墓	東京都指定旧跡	本町2-26-6	成願寺
3	江古田獅子舞	東京都指定無形民俗文化財	江古田1-20-15	江古田獅子舞保存会

国登録文化財

番号	名称	区分	所在地	管理者
1	旧野方配水塔	国登録有形文化財	江古田1-3	中野区
2	中村家住宅洋館	国登録有形文化財	中野1-58	個人
3	細井家住宅主屋	国登録有形文化財	上高田3-6	個人
4	功運寺庫裏・鐘楼・山門	国登録有形文化財	上高田4-14	萬昌院功運寺
5	三岸家住宅アトリ工	国登録有形文化財	上鷲宮2-2	個人

国指定文化財

番号	名称	区分	所在地	管理者
1	哲学堂公園	国指定名勝	松が丘1-34	中野区

(事業の概要)**1 事業の目的**

中野区のシティプロモーションは、区内事業者・団体、区民のつながりや絆づくりに焦点を当て、情報発信や取組の支援を行うことを基本に、「事業を営み暮らしやすいまち」であることを積極的にアピールすることで、事業者や区民の区への愛着や誇りを醸成する。

2 事業の内容**(1) シティプロモーション****① 「ナカノミライプロジェクト」ワークショップ**

「中野を元気にする」を共通目標に、区内事業者と中野区の協働により、中野を元気にする企画を立案・実施し、その成果（物）を内外に発信している。

② 中野大好きナカノさんプロジェクト

球体関節人形の「ナカノさん」を通して、大らかで互いを大切にしている中野の日常を、SNSや区民参加イベントなどを通じて内外に発信している。

③ シティプロモーション事業助成

区民や団体、事業者などが主体的に実施する、区民の文化・芸術・子育て・教育の促進に寄与する中野のイメージアップにつながる事業を支援している。

④ 中野ミューラルプロジェクト

遊び心あふれる文化芸術をまち全体に展開するため、区民や区内事業者との協働により、身近に親しむことができる、プロのアーティストによる壁画を制作している。

(2) 観光**① 区民による観光情報発信**

公募区民による「ナカノ観光レポーター」が、各人の視点で中野の見どころを取材し、区公式ホームページやSNSでそれらの魅力を発信している。

② メディアによる観光情報発信

ナカノ観光レポーターによる観光情報のプラットフォームとして、区ホームページの観光サブページ「まるっと中野」を運用している。また、多言語版観光情報冊子「びじっと中野」を発行するとともに、多言語観光ポータルサイト「Guidoor」の中野区ページを運用している。

(3) ふるさと納税

中野区への寄附の増額を図るとともに、区内事業者や製品・サービスを中野区外にアピールするため、返礼品の新規開発に積極的に努めながら、複数のふるさと納税ポータルサイトを運用し、SNSで情報発信している。

3 事業の実績**(1) シティプロモーション****① 「ナカノミライプロジェクト」ワークショップ**

令和4年8月～令和5年3月に実施。開催数：5回、参加者：計20名（各社・事業所から1～2名推薦）

ア テーマ

中野駅周辺のオーラルヒストリー（口述歴史）、中野の地域資源PR

イ 参加企業（アイウエオ順）

関東バス株式会社、株式会社構造計画研究所、西武信用金庫、学校法人新渡戸文化学園、野村不動産株式会社（新規）、東日本旅客鉄道株式会社東京支社中野駅・中野電車区・中野車掌区、株式会社丸井グループ（新規）、三井住友信託銀行株式会社中野支店、株式会社矢野経済研究所、株式会社友和（YuwaGroup）

ウ 成果物

中野のまちの人へのインタビュー動画（計16本制作）、SNS投稿プレゼントキャンペーン「ナカノめぐらんぷり」開催（令和4年12月15日～令和5年2月15日）、ふるさと納税返礼品PR動画（計3本制作）

② 中野大好きナカノさんプロジェクト

ア SNS実績

フォロワー計11,535人 インプレッション計1,639,908件（令和5年3月31日現在）

（単位：件）

Instagram	令和元年度末時点	令和2年度末時点	令和3年度末時点	令和4年度末時点
フォロワー数	3,562	3,688	3,970	4,414
投稿数	172	81	106	124
インプレッション	341,881	188,444	205,633	242,199
新フォロワー（各年度獲得）	-	126	282	444
Twitter	令和元年度末時点	令和2年度末時点	令和3年度末時点	令和4年度末時点
フォロワー数	3,540	4,281	5,464	6,095
投稿数	422	121	138	179
インプレッション	3,211,631	1,424,934	1,985,710	1,357,503
新フォロワー（各年度獲得）	-	700	1,204	630
Facebook	令和元年度末時点	令和2年度末時点	令和3年度末時点	令和4年度末時点
フォロワー数	548	772	897	1,026
投稿数	172	84	106	119
インプレッション	48,680	52,821	36,639	40,206
新フォロワー（各年度獲得）	-	224	125	129

イ HP閲覧数（ナカノさん関連ページ） 38,393回

ウ 区民参加型事業（ナカナカ会）

(ア)「#なかのみ SNS投稿キャンペーン」（令和4年11月15日～12月31日）投稿件数164件

(イ)「トークイベント～語ろう！中野飲みの魅力！～」（令和4年12月10日）参加者17名

株式会社講談社、株式会社ケンコー・トキナー、株式会社コイデカメラ、株式会社フジヤカメラ店が協力

エ 商標登録（3件。令和2年10月23日付）

ナカノさんの立体商標、ちびナカノさんの立体商標、「中野大好きナカノさん」タイトルとビジュアル商標

オ イメージ利用（含む商品） 累計143件（うち商品は29品目40点以上）

令和元年度：24件、令和2年度：36件、令和3年度：34件、令和4年度：49件

カ ナカノさん人形貸出実績

（単位：件）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	計
ナカノさん（大）	12	28	25	65
ちびナカノさん	8	16	14	38
計	20	44	39	103

※貸出しガイドラインを令和3年8月25日に運用開始

※令和2年度～令和3年8月24日までの貸出は、事業者、地域団体、官公庁など

③ シティプロモーション事業助成

ア 助成事業（応募8事業中3事業）

託児銭湯、子ども漫才Only-1コンテスト、みんなで楽しくクラシックコンサート

イ ガバメントクラウドファンディング（GCF）

ふるさと納税を活用し、238,700円の寄付（目標額3,000,000円の約8.0%）があった。

(2) ふるさと納税受け入れ実績

(単位：件、千円)

寄付の用途	件数		金額	
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
1 「東北復興大祭典なかの」の開催	22	58	610	1,331
2 学校図書の充実等	28	15	590	340
3 動物愛護	40	38	1,170	859
4 「特別区全国連携プロジェクト」に関する こと	3	5	100	100
5 哲学堂及び哲学堂公園の観光拠点としての 事業に関すること	7	11	140	152
6 教育に関すること	34	48	1,340	1,357
7 社会福祉や住宅に関すること	14	24	310	396
8 まちづくりや道路・公園に関すること	29	33	800	660
9 区民公益活動に関すること	4	3	60	100
10 環境保全に関すること	9	15	200	501
11 平和事業に関すること	1	0	10	0
12 子どもの貧困対策に関すること	-	59	-	1,505
13 その他区政全般に関すること	61	63	2,175	1,467
14 新型コロナウイルス感染症対策事業	27	37	842	1,230
15 【GCF】シティプロモ事業助成第1弾	5	2	70	60
16 【GCF】シティプロモ事業助成第2弾	6	5	45	76
17 【GCF】シティプロモ事業助成第3弾	3	7	1,020	103
18 【GCF】復興応援展なかの	2	-	25	-
計	295	423	9,507	10,237

事業開始年月日	平成30年度					
事業担当	文化振興・多文化共生推進課 シティプロモーション係					
予算	款	4	区民費	項	4	文化振興・多文化共生推進費
	目	1	文化振興・多文化共生推進費	事務事業	4	シティプロモーション
関係法規	中野区シティプロモーション事業助成金交付要綱 中野区シティプロモーションキャラクター写真等使用取扱要綱					
特記事項						

編集・発行 中野区 区民部
〒164-8501 東京都中野区中野四丁目8番1号
03(3228)5568 (ダイヤルイン)
令和5(2023)年9月
5中区区第604号